
平成26年 第4回(定例)須恵町議会 会議録(第2日)

平成26年12月9日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成26年12月9日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
10 番 三 上 政 義	11 番 柴 田 真 人
12 番 猪 谷 繁 幸	13 番 藤 石 豊
14 番 原 野 敏 彦	15 番 三 角 良 人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 主任主事 白 水 誠

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・平 松 秀 一
教育長・・・・・・・・・・安河内 文 彦	教育次長・・・・・・・・・・印 藤 勝 人
理 事(事業統括)・・・安 川 敏 幸	
総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・・・満 行 誠	税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也	都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人
地域振興課長・・・・・・・・安河内 隆	都市整備課付課長・・・・・・百 田 剛
上下水道課長・・・・・・・・石 井 浩 二	子ども教育課長・・・・・・・・稲 永 修 司
出納課長・・・・・・・・・・大 塚 信 夫	
総務課課長補佐・・・・・・平 山 幸 治	監査委員・・・・・・・・・・百 田 清 二

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。12番、猪谷繁幸議員。

○議員（12番 猪谷 繁幸） おはようございます。12番、猪谷繁幸です。よろしくお願いします。

早速質問のほうに入らせていただきます。

皆さんも御承知のとおりだと思いますけども、須恵・井尻線の交通渋滞が、日常的に発生しているのが現状だと思います。

まず、JR香椎線踏切の遮断機がおりた場合に、電車が入ってきて上りの場合はすぐに遮断機はあきますけども、下りの場合につきましては、列車が乗降客をおろしてから発車するまでに、約1分ないし2分以上かかっているのが現状だと思います。

それで、その関係で交通渋滞がかなり発生しておりますので、その辺を町長の御考えを教えてくださいたいのと、あと、私なりにちょっと考えたことなんですが、駅のホームをもう一つ反対側につくった場合、列車が入った段階ですぐ上がるという状況も考えられます。その場合、費用的効果とか考えますと、どれくらいの費用がかかるかわかりませんが、そのような方法もとれるんじゃないか。また、香椎線の奈多踏切あたりが、信号機がついて一旦停車する必要ありませんので、信号と信号の距離が近いと思いますが、そのような対策もとれないのかなど。

それとまた、もう一件なんですが、同じ内容に付随するんですが、県道筑紫野古賀線の拡幅工事の今後の見通し等について、御教示いただければ幸いですので、よろしく答弁のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） おはようございます。

それでは、お答えをしたいと思います。須恵・井尻線の渋滞緩和ということでございますが、これにつきましては、行政としても一番の課題でございますし、何とか解決できないかと、それからスマートインターが開通して、特に車の台数が通常の10倍ぐらい、つくったときは350台日常でございましたが、今もう5,000台ぐらいあそこを通っている状況でございます。慢性的な渋滞が来るということで、何とか対策を考えたいということで、それはずっと考

えてはおったんですけども、なかなか相手があつて非常に難しい状況にあるわけでございます。

今、ボタ山の西原の交差点から1.1キロ、こちらの井尻線のほうまで連結道路を通りまして、それから須恵中央の交差点まで井尻線のほうの、それまでが今県道に、町道から県道に格上げをなっております、これは県の事業ということになるわけでございます。それから、筑紫野・古賀線につながって、今その筑紫野・古賀線を拡幅しておるわけですが、その青柳マンションの手前のところまでが新原交差点、宇美町境からですね、それが平成33年までに開通するという状況でございますが、先ほど言われましたように渋滞、その須恵の中央駅の横の信号これによって車が、遮断機がおりている間、車がどんどん渋滞してくるという状況でございます、これは、私も職員のほうに、JRのほうにいつて何とかしてくれということで、こちらからも要望案を持って行ったわけでございますが、全てだめだという状況でございました。

要するに、JRの場合は特急が通るあるいは駅を通過するという可能性があるから、信号位置いわゆる遮断機がおりる信号位置は、特急並みの時間帯であけるということに、今なっているそうでございます。西鉄等では、若干そのところの幅があるようでございますけれども、非常にそれは香椎線において、この遮断機中心の遮断機の時間を短くするために、距離を狭めるということとは不可能だというような状況でございました。

私、柚須の駅を見ますと、柚須は駅ホームに入つてまいりまして、それまでは遮断機がおりておりますが、駅に停車しますと遮断機が一旦上がるわけですが、上がつてそして車がどんどん動いて、そして発車する時点で遮断機がまたおりるわけでございます。そういう方法はとれないかということを案として持って行かせましたけれども、それについては、まず電化をされておること、それから駅ホームが複線になっておると、通過点であつて柚須駅を通過する急行があつたりしますので、その駅に待機の段階で、普通電車がとまるという状態で長くとまりますので、その間はあけて、急行電車が来る状態のときにまたおりてさせるということでございまして、中央駅の場合は単線でございまして待機の時間もありませんし、それは無理だというような状況でございました。

電化についても赤字路線ということでございますので、今の線路幅員では若干狭いということで広げなければならないと、それに対する費用等も考えますと電化は香椎線の場合、非常に不可能に近い状況にあるという状況でございます。

それからまた、通過した後にプラットホームをつくれればいいじゃないかというアイデアでございますけれども、これにつきましても、いわゆる中央駅の前がカーブをしております、それからある程度のスピードを上げてまいりますので、それは通過をしてプラットホームをつくつても、その間はやはり信号はとめておかなければならないと、閉鎖してかなければならないということでございまして、なかなか井尻線の遮断機を早く上げる方法というのが、今のところ非常に厳し

い状況にあるわけでございます。

だから、信号と信号の間の通信位置といいますか、それもまかりならない。それからいわゆるプラットホームを先に、通過した後にプラットホームつくっても、それも非常に難しいという状態の中で、今悩んでおるのが状況でございます。

それから、坂道であるということで、あれが精いっぱいのところの駅の位置だというふうに思いますけれども、いわゆる坂道での駅というのはもうできない。だからもうちょっと新原側に行きますともうちょっと勾配が強いわけですが、そういったところでの汽車の停車というのはあり得ないと、というようなもろもろの条件が重なりまして、今ＪＲのほうに行きましたけれども、そういう状況でございました。

また、だからこちらのほうで新しいアイデアとか、井尻線が、筑紫野・古賀線が開通するそれに合わせて大島原の交差点改良、それから中央駅踏切等の大幅なその改良、もう県道に格上げになっておりますので、それと県との話し合いの中で、ＪＲにも要望していきたいということでございますが、今のところちょっと方策がないという状況でございます。

再協議は県とも話し合いながら、県道でございますので、ＪＲのほうに話をしていきたいということでございます。

それから、筑紫野・古賀線の改良がどのように進められているかということでございますが、これにつきましては、期成会ができておりまして、地元協議も重ねております。それから、このＪＲ中央駅の踏切から大島原交差点までの間、非常に狭い状況の中で、これも車をできるだけ早く通過させようということで、いわゆる左折専用レーンを設けてほしいというようなことを県警のほうにも要望しておりますが、これも巻き込み事故があるために、非常に難しいというのが今の状況でございます。

私どもとしては、それではスクランブル交差点等にしていただくと、それは巻き込み事故も起こりませんので、車が走るときは、人は全部縦も横も進めないと状況でございますので、これについても、その次に、県のほうと警察協議の中でスクランブル方式にやっていっていただきたいと。

それから、今地下道がありますけれども、筑紫野・古賀線が拡幅されますので、地下道の高さがいわゆるもう制限されて、地下道がくぐれないという状況になりますので、この地下道についての廃止もやむを得ないという状況でございますが、地元の方からすると、交差点が広くなるわけでございますので、なおさら地下道が必要だということでございます。

だから、須恵中央駅側にいわゆるスロープができるのは可能ですけれども、今そこにありますコネコネハンバーグの横を通ってきて、役場の下から通ってくる道がありますけれども、これとの今度問題がありますので、こっち側からスロープができないという状況で、真っすぐおりて通っ

ていく、エレベーターとか階段から真っすぐおりていくならばいけますけれども、要は自転車あたりの通行も今までどおりしてもらいたいという状況ですので、これについても今協議を重ねておるところでございます。

先ほど言いましたように、筑紫野・古賀線が平成33年までがその青柳マンションの横までができ上がると、それ以降、またそれから城山のほうに向かって進んでいくという状況でございます。

いずれにいたしましても、この期成会がありますので、期成会で住民説明会等、その中での要望等を十分反映しながら、検討、協議してよりよい方向へもっていきたい、また早期完成を目指していききたいということでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 猪谷議員。

○議員（12番 猪谷 繁幸） 済いません。今町長のほうの答弁いただきましたけれども、実際、混雑しているのは間違いないということなので、それにかわる対策等をまたお考えいただくということをしていただきましたけれども、やっぱり、今地下道が逆に廃止になるような方向でという形で大きく変わってくるということなので、その辺の安全確保についても、十分期成会のほうで考慮いただいて審議のほうをしていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（三角 良人） 14番、原野敏彦議員。

○議員（14番 原野 敏彦） 14番、原野敏彦でございます。

昨日は、昼ごろに福岡県で地震があったみたいです、震度1ということではございましたけれども、大した被害がなくてよかったのではないかなというふうに思っているところでございます。災害はいつ起こるかわからないということですが、皆様、災害のときには、どういうことがあっても慌てず対処していただきたいなというふうに考えているところでございます。

今回は、来年度から子育て支援の新制度が始まります。

きょうの西日本新聞で、1面の見返りですか、このことが載っておりまして、今度の衆議院選挙のおかげで消費税が先延ばしになったということで、財源不足がちょっと心配されているなということでございます。この制度する上においては、やっぱり1兆円程度の金額がかかるということで、この支援では大方7,000億円ぐらいの金額が国としては用意してあったということでございますけれども、それがちょっと不透明な感が出てきましたので、今度の制度でどう変わるのかなということで質問させていただきます。

御承知のとおり、須恵町、昨年度れいんぼ一保育園ができました。これまた待機児童解消等々

の問題、教育問題で新しい施設ができたわけでございますけれども、これが待機児童の解消に余りになっていないのかなという点もございました。

今回の制度でこの待機児童が解消されるのかどうか、その辺もお聞きしたいところでございますけれども、今現在、全国においても、全国2万人余りの待機児童がいるということでございますし、また市町村においてもまちまちであろうと思いますけれども、表に出てこない数は数十万とも言われていますということで、発表しております。

教育というのはやっぱり平等に受ける権利がございますので、入れなかった方々もしくはやっぱりそのために私立の幼稚園・保育園等に行かれて高い保育料、授業料を払われている方々がいるということで、教育受けるなら須恵町でという町長の言葉にもございましたけれども、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

要点的に今度の新しい新制度において、授業料がどういうふうに変わっていくのかとか、待機児童の解消の問題、それから先生方への説明、それと先生方、今度の改革で給与等が上がるのかどうかです、増額できるのかどうかそういうふうな点も質問したいと思いますけれども、今度の新制度におきましては、保育士の処遇改善がされていて、その辺も質の向上のために3,000億円の金額が、国として予定されているところでございますけれども、これがなくなるとその辺も無理なのかなというふうにも考えております。

ちなみに幼稚園の授業料に関しては、須恵町は私立の幼稚園はございませんので、ですけれども、近隣町と比較しますとちょっと差があるのかなというふうに考えております。その辺は、課長のほうからも報告をいただけたと思うんですけれども、それから、第1子、2子、3子とございますし、同保育園に通われている方々の授業料、保育料の金額の差、その辺が近隣町と比べるとちょっと違うのかなというふうに考えているんですけれども、その辺の答弁もいただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、先ほど言いましたけれども、保育士さんの給料の差これも他町と若干違うのかなというふうにも考えております。そこら辺もわかりましたら、他町と須恵町の保育士さんとの給料の金額等がわかれば、示していただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、この新制度が変わるに至って須恵町がどういうふうに変わっていくのかを御答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三角 良人） 稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。お答えしたいと思います。

まず、現在の現状に至った経緯を少しお話させていただきたいと思います。

過去、本町におきましては、幼稚園について定員割れの状態が続いた時期がございました。原因としては送迎でありますとか、給食などの利便性において、町外の私立幼稚園のほうがメリッ

トがあると、保護者の方が判断されたためであろうかというふうに推測しております。

一方、子供たちについては、幼稚園から小学校へ進学して環境の変化に戸惑う、いわゆる小1の壁に阻まれるような場面も見られるような状況もございました。

このような状況に面しまして、行政として責任を持ってあるべき幼児教育を実施し、このような問題を解消するため平成12年度から幼保一元化に取り組みまして、県下でもいち早く認定こども園を開設し幼稚園の3歳児保育、あるいは給食を開始いたしましたところ保護者の皆様の御理解いただき、現在の定員超過というような状況に至っておるところでございます。

入園者の増加には政策的に成功はしたものの、設備の整備が追いつかないというようなジレンマに陥っているというのが現状でございます。

お尋ねの子ども・子育て新制度についてでございますが、現在、須恵町子ども・子育て支援計画を策定すべく、今村委員長にも副会長として御参画いただいております須恵町子ども・子育て会議において審議中でございます。

町長報告にもございましたが、本計画には子ども・子育ての具体の事業計画を期待するわけでございます。審議中ではありますが、その必須記載事項の一部を御説明申し上げたいと思います。

まず、教育・保育の提供区域の設定については、まち全体で良好な子育て環境をつくっていくという考えのもと、まち全体を一つの区域としております。

次に、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策でございますが、新制度では3つの認定区分に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育等の施設の利用先が決まっております。

まず1号認定、これは満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合ですが、平成29年度に量の見込みとして537人を推定しております。

次に2号認定、これは満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合ですが、同じく平成29年度で470人を推定しております。

最後に3号認定、これは満3歳以下で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合でございますが、同様に平成29年度で197人を推定しております。

いずれの認定区分におきましても、平成29年度以降は、待機が解消されると推定しております。その量の確保の方策としてはアザレア幼稚園の新築拡充、その他の既存施設の改修等を充てております。

また、アザレア幼稚園の新築に際しましては二部屋の余裕を持つとともに、新規事業として、一時預かり事業を実施する等の計画としております。あわせて新制度による地域型保育の新設によって、新たな保育事業者の進出も期待されますので、アザレア幼稚園の新築と新制度スタートに伴いまして、待機児童は解消されるものと期待しておるところでございます。

次に、幼稚園保育料についてでございますが、子ども・子育て新制度における保育料は、国が定める上限の範囲内で、それぞれの市町村が決定することとなっております。

新制度導入前は、一旦一律の保育料を支払った後、所得階層ごとの就園奨励費補助費等でキャッシュバックされておりましたものを、新制度導入以降は一律の保育料ではなく、あらかじめ就園奨励費補助費分を差し引いて、市町村ごとに所得階層に応じた保育料を設定いたしますので、新制度導入後も現在支払われている幼稚園保育料の額が、著しく異なるというようなことはないんじゃないかというふうに考えております。

しかしながら、新制度に移行しない私立幼稚園は、従来どおりの保育料を徴収いたしますので、就園奨励費を国の基準以下で支給している本町におきましては、現状のままで、新制度に移行する園と移行しない園での補助額に差が出ることになりますので、不公平にならないように幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の改正を現在検討しておるところでございます。

子ども・子育て新制度については、国においてもまだ検討中の部分もございます、複雑でわかりにくい面もありますが、住民の皆様には十分御理解いただけるよう広報してまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

それから、保育士の待遇が改善されるのかという御質問もございました。

他町との給料の比較をしたことは、今はないんですが、子ども・子育て支援新制度によって保育士の待遇、あるいは変えるというか、一般職員という給料表の中で給料を支払っておりますので、なかなか待遇、保育士だけの待遇を変えるというのは難しいじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 次に、中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、子ども教育課長のほうから詳細に説明をしていただいたわけですが、今本町で、交付金等で一番お金を出しているのは何かと、子ども手当なんです。5億5,000万円、これが一番大きいです。そのあと清掃施設組合に5億2,000万円、消防に至っては2億円ぐらいの交付金を払っておるわけです。

今、子供に係るいわゆる予算の大きさ、国では5兆数千億円ということでございまして、国防費よりも子ども手当のほう大きいという状況で、いわゆる国も地方もでございますけれども、将来を担う子供たちの育成というか、それについては非常に力を入れているというのが、現在の状況でございます。

保育料ということでございますが、保育料は私立も公立も同じ料金でございます。国の基準に応じて、所得割で高い人は8万円ぐらいから、安い人は非課税で無料の人たちもいます。

幼稚園については、それぞれの施設ごとに決まっておるわけですが、本町では公立ということ

で、開設当初からずっと5,000円でできておりましたが、15年ぐらい前に、延長保育をしてほしいということでございまして、2時に帰らせると、最終が2時でございますので、1時に帰る子供たちもおるわけですが、それを3時にするという事で1,000円上げさせていただいて、今6,000円が幼稚園の授業料でございます。私立と比べますと、3分の1から4分の1ぐらいではなかろうかと。

今、課長が申しましたように、当時は幼稚園の希望が少なくて閑古鳥が鳴いといった状況もあるわけで、しかしながら、私立のほうには希望があって、私立の幼稚園に行かせておられたということであるわけですが、それは就園奨励費という形で授業料の6,000円だけは私立に行かれても補助しましょうと、その差額は個人で払ってくださいということでしとりますが、それも、今言いましたように新しい料金が、頭打ちの料金が決まりますと、それによって就園奨励費の額も変わりますので、それから若干変わってくるということになろうかと。上限を設けますので、公立でもこれからは2万円ぐらいの授業料のところも出てくるやに思うわけでございます。

それから、先生たちの給与と、普通同一労働、同一賃金というような言い方がありますけれども、確かに公立のほうが、私立の幼稚園の保母さんたちよりも給料はいいというふうに思っております。公立の中でも志免とか粕屋は高いと思いますし、須恵は低いと思います。

それから、私どものほうでは正規の職員と嘱託職員と臨時職員という3段階に分けておりますので、それは正規の職員においてはいい給料をいただいておられると思いますが、嘱託職員になりますと、若干給与面では下がるんじゃないかなというふうなことでございます。

本町においては、公立の中でも若干低い給与の位置にあるのではなかろうかというふうに思っております。

本町は、いわゆる小学校が第一、第二、第三と校区があるんですけれども、幼稚園については園区は設けておりませんので、南米里は南米里の人が通勤に行く途中でれいんぼ一幼稚園に預けたいという事で、れいんぼ一でもいいわけで。

新しい施設そして給食等がやっておりまして、南のほうは若干おくれましたので、アザレアのほうに集中して、それで当時は五十何人ですかね、抽選漏れになられたと、抽選漏れになられて、そのうちの15名ぐらいは私立のほうに行かれて、残りは待機ということでございますが、これは幼稚園の3歳児については義務化ではないわけですので、幼児園をつくるという、認定こども園をするということで3歳児の保育が必要であるという規定の中で、3歳児保育を始めたわけでございますので、れいんぼ一についても、将来は認定こども園にしたいということですから、3歳児保育も始めたということでございます。

そうしますと、南幼稚園だけが、じゃあ、ないのかという話になりますと、不公平差が出ます

ので、これについても3歳児まで入れて、そして給食もしようということで、本年度からそれぞれの各園で給食等も行くと。それによって、幼稚園の希望もふえてきて、今、幼稚園の待機も出ているという状況にあるわけでございまして、本来待機の厳しいのは保育所のほうであると思います。これは家庭で見る人たち、家庭保育ができないという状況にありますので、これについては速やかな解決をしていかなければならない。それが29年を境にして解決ができるということです。

先ほど言いましたように、今度アザレア幼稚園のほうにこれを新しく建物を来年度からつくります。

それから、それぞれの施設については、増設をしていくという考え方を持っておりますし、幼稚園においては、今3歳児が25名定員でございしますが、法的には35名でもいいということで、うちとしては25名が精いっぱいじゃないかなということで。35名まですればTTもう一人先生をつけると、補助教員をつけるという形ですれば、若干待機も減るんじゃないかと、それにしても若干スペースが足りないということでございます。

子供たちの数からすると31年、平成31年が一番多い時期になっております。それ29年で解消しますが、解消するということは31年一番多いときまで見越して、それが解消できるということでございます。

先ほど課長が申しましたように、後追い後追いになっておりますが、これだけ人口が伸びるというのは想定しておりませんで、第五次の総合計画つくる時点でも、コンサルは、人口は横ばいか減るという予測を言っておりましたけども、私は減ることはない、糟屋郡において人口が減ることはない、最低でも横ばいだから微増ということで計画を立ててほしいということでしたが、それも外れまして、今急増に近い状況でふえております。

また、新原のほうでも、今住宅造成の話があっておりますし、まだまだふえる可能性が残されておりますので、子供対策については先読みしながら、不公平感がないように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。

先ほど、先生たちの給料の件、ちょっとお話をさせていただきました。

近隣町ということで、志免町、宇美町、町立、公立の幼稚園もございませんので、金額に差があるのかなということを思っているんですけど。アザレア認定保育園のほうでは、やはりゼロ歳から5歳まで一緒に教室で勉強している。時間帯もいろいろありましようけれど、臨時の職員さん、パートさんたちにおいても、時間が長くなって大変就労も長い時間になったりとかいうこと

で、不満というか、不満の声もありましょうし、他町では一時金、ボーナス等も出ている、須恵町としてはそれは出していないということで、ある意味先生たちの質を上げるためにもそういうふうな優遇をされたらいいのかな、できれば先生たちもやる気も出て、教育の質も上がっていく、給料が安いから悪いというわけじゃありませんけれども、まだまだやる気が出てくるんじゃないかなというふうにも思っております。その辺も先ほどの答弁で、解決していただければというふうに思っております。

今度アザレア幼稚園が、今実施設計に入っておりますけれども、世間一般的に幼稚園ができると、そこへ近所の方々とのトラブルも若干あっているということを聞いておりますし、騒音の問題で保育園の園児がそこで遊べないというような状況も、他のところではあっているように聞いております。その辺におきまして、新しくできるアザレア幼稚園に、認定保育園に関しましては、近隣町といっても、そうない状態でありますけれども、そういうところにも説明をされまして、今度こういうふうな施設ができますのでよろしくお願いしますと、というような近隣町のトラブルがないような方向でいっていただきたいなというふうに思っています。

できてから、またそういうような苦情があって改善しなければいけないということがないように、お願いをいたしたいと思いますし、今度のれいんぼ一、アザレア幼稚園におきましては、先生方とのお話もされているみたいでございますし、よりよい施設ができるんだろうというふうに思っております。

れいんぼ一も新しくできたんですけれども、私たち議員も賛成をしてできたわけでございます。その中でも、若干不満の声も出ている、ちらほら聞いているんですけれども、それを別にしまして、今度のアザレア幼稚園、立派な施設をつくっていただいて、待機児童の解消等々をしていただきたいなと思いますので、その辺の説明等ができていますのかどうか、今度できる。

それともう一点、先ほどの新制度に対しまして、先生方にこの制度の説明をされているのかどうか、それをちょっと答弁をいただきたいと思います。

それと先ほど言った、幼稚園、新しくできる幼稚園の説明、近隣との説明等はできているのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） それはこれから近隣住民との説明会はしてまいるわけですが、あの地区は須恵町唯一の文教地区ということで指定をされております。高校、幼稚園、保育所、小学校という形で、唯一の文教地区で、ある程度その地域の人たちというのは、教育のための施設ということでは御理解が、他地区よりも高いんじゃないかなろうかという気持ちは持っておるわけですが。

先ほど、職員の保母さんたちの給与と言われましたけど、給与については確かに安いわけでは

が、待遇という面からすると、一応嘱託級でも退職金制度がありますし、そういった総合的なことからすると、よその町と遜色ないような待遇はいたしております。給与面については若干、例えば、保健師さんの給料とかそういう人でも、志免町のほうが須恵町よりも高いという状況ですけれども、待遇面からするとその他の面での待遇は整えておりますので、給与差によって保母さんが集まらないとかいう状況ではないということでございます。

それから、あと細かいことはまた、子ども教育課長のほうで。

○議長（三角 良人） 新制度の件は、今審議中だからそこまで、まだしなくていいんじゃないですか。

○町長（中嶋 裕史） 新制度の。

○議長（三角 良人） 新制度の件をつて、言っています。

○町長（中嶋 裕史） 新制度の分はそうです、決まりましたけど、解散しましたので、細かいことは決まっておりますので、これからと国のほうということでございますので、私どもが進んで説明に行く材料も持ち合わせておりませんので、それはちょっとまだできないという状況でございます。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（14番 原野 敏彦） ありがとうございます。

当初、議会の最初に、こういうふうなパンフレットをいただきました。これは新制度のためのことだろうと思います。

これを見て理解をしていきたいと思っております。

いろいろ説明いただきまして、本当にありがとうございます。子育てするなら須恵町ということで、幼児教育頑張っていただきたいなというふうに思っておりますので、これから先の教育の発展をお祈りしまして、私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三角 良人） 5番、田原重美議員。

○議員（5番 田原 重美） 子育て支援対策は、5番議員、田原重美です。

長野県下では、9月の御嶽山噴火で多数の死者や負傷者が確認されました。この場をお借りしまして、哀悼の意をささげたいと思います。

また、11月22日にも震度6弱の地震で家屋の倒壊などがありました。地域をよく知る自主防災組織の早急な対応で、負傷者を次々に助け出し幸いにも死者もなく地域の安全を守ることができました。この教訓を我がまちにも受け入れ、地域や家族構成を熟知している各区や隣組合で自主防災組織を立ち上げることができれば、災害という非常事態にも一刻も早い対応ができるんじゃないでしょうか。

ここで質問の子育て支援対策はについて伺います。

須恵町の人口は、福岡県下で第4位の伸び率となり、魅力あるまちになりつつあります。特に、第二小学校区内では、東幼稚園、かやの保育所跡地の宅地造成工事やミニ開発、J R須恵駅前のマンションもいよいよオープンするという話も伺っております。

この現象を効果的にまちの役割、住民がまちに何を要望しているのか、住民はまちのために何ができるのかを、まちと住民が一体となって、まちの発展を進めていかなければならないと思っています。

そこで、町内には各小学校区に南幼稚園、れいんぼ一、アザレア幼稚園が設置され、町民の方々からは大いに利用され感謝されていますが、3歳児保育について3幼稚園の定員が25名に制限されています。

父兄の関心も高く、3歳からの幼児教育を受けたいという家庭が増加しています。南幼稚園、25名定員に入園希望者32名、れいんぼ一幼稚園、25名定員に入園希望者49名、アザレア幼稚園、25名定員に入園希望者29名ありました。入園を希望しても抽選漏れの方が3園合計で35名あり、父兄の方が困惑されています。

この状態を放置していいのか、行政は町民全ての人に公平であるべきではないでしょうか。抽選漏れの方を校区外でも受け入れ可能な幼稚園があれば、まちが指示する幼稚園に入園できないでしょうか。

また、アザレア幼稚園の設計が始まっていますが、完成が28年9月の開園予定だと伺っています。できるだけ広く余裕を持って建設していただくと、抽選漏れの方など希望があれば入園でき、御家族の方々も安心できるのではないのでしょうか。

あわせて、第二小学校では、このまま児童数の増加が続きますと、昨年増築した4教室では不足するのが目に見えています。

今後の園児や児童数の増加をどの程度見込まれているのか、子育て支援対策はできているのかについて、町長に答弁を求めます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをしたいというふうに思っておりますが、先ほど子ども教育課長も申しましたように、当時は、幼稚園は4、5歳児保育を本町でやっておったんですが、普通の保育、保育といいますか、幼稚園教育というあり方としては、それは学校長OBの方が総合園長として来られて、先生たちよりも幼稚園の先生の質が高いよという評価は常々受けておりました。その評価でありながら、私立幼稚園を好まれて私立幼稚園に行っておわれたと、これは幼児教育という観点じゃなくて、子育て支援をしてほしいということで、いわゆる、弁当もある、3歳から親を離れて、子供はそういう施設で養ってもらおうという気持ちのほうが高かったのではなから

うかというふうに、私は解釈しておるわけです。

「三つ子の魂百まで」という言葉がありますけれども、三つ子まではやっぱり母親が、あるいは父親がしっかり肌身離さず、抱いて、そして育てるというのが、本当の子育てではなかろうかと、それは久山町に小早川新という町長さんが居られましたけども、だからうちでは保育はつくりたくない、幼稚園は4、5歳児だから、三つ子、3歳まで終わった、4、5歳児は学校に上がるための訓練としての幼稚園教育はやるということで、頑として保育所をつくらなかった、いまだにありませんけれども、そういう徹底した理念をもっておられたわけでございます。

また、子育て4訓という、4つの訓があるわけですが、いわゆる乳児、乳飲み子は肌身離さず抱きしめなさいと、幼児、4、5歳児からなってくると、肌を放しなさい、手を放しちゃだめですよということで、少年は手を放しなさいと、しかし目をしっかり見ときなさい、少年は、目を離しなさいと、知らないふりをしなさいと、しかし心はつないどきなさいという子育ての発達段階におけるその教えがあるわけでございます。

私は、幼稚園においては、本来ならば3歳児教育は必要ないという考えでございましたけれども、先ほどの答弁でもお答えしましたように、認定こども園をつくる段階で3歳児保育も含めなければならないということでございまして、九州では公立トップで認定こども園を本町つくったわけでございますけれども、その段階で3歳児保育というものが入ってきたわけでございます。

本来ならば3歳児は保育であろうと、4歳児から教育だろうと、幼稚園においては教育だと、言う考え方をもっておりまして、幼稚園と保育所の違いはそこにあるのではなかろうかというふうに思っております。保育所においては、共稼ぎ、今こういう御時世でございますので、共稼ぎをしていかないと食えないという状況下にあっては、今は乳飲み子も産まれたばかりの子供を施設に預けて、働きにいかなければならないという状況でございまして、それはかわいそうながら子供は施設に預かってもらうという、しかし、家庭で教育をみる親がおるならば、親がみるのが本来の子育て、子供教育ではなかろうかとそういう信念を私はもっておるところでございます。

しかしながら、今、アザレア、れいんぼ一、南幼稚園においては、3歳児もやっております。同じ町民で3歳児ができている保育・教育受けている子から受けられない子という差があってはいけないということですから、それは平等化をするということで、とりあえずは25人学級を35人学級にすれば、10名程度30名が受け入れられるというような状況もありますので、それは現課のほうといろいろと協議しながら、将来的にはこれも2学級にすれば、35人の2学級にすれば、待機というものはなくなっていくということでございますが、そうしますとやはり2歳までは親がしっかりと、やっぱり子供に愛情を注ぐという教育を徹底していただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、第2小学校の今話が出ましたが、4教室をつくることによって、特別教室に普通教

室を転用した教室があるわけでございます。そのことによりまして、それを再度普通教室に戻せば、それは幾ら、幾らちゅうことはないんですけれども、5人から10人程度各学年ふえてくる予定ですけども、十分間に合うわけでございまして、間に合わないというような誰が言ったか知りませんが、第二小学校では教室は間に合うということでございます。

それから、今、第二小学校においては、特別支援学級を含めて759名、26クラスでやっておりますけれども、1年生が138名4クラス、後が平成31年いわゆるピーク時までで、1年生の数が140人から150人になるわけですが、それも4クラスということになるわけですが、それも4クラスということになりますので、その4クラスの範囲内であれば十分教室は持てるわけでございます。1クラス5人から10人にしても、今40人学級ですけども、だいたい35人以下のクラスがほとんどでございます。今、1年生は文科省のほうで35人学級で定数を決めておりますけれども、これを40人学級に戻そうという考え方があるわけでございまして、将来的にはまた1年生も35人学級から40人学級になりますので、十分それは対応できるということでございます。

そういうことでございます。アザレア幼稚園の改築あわせて、3歳児の分の増設は考えておりますので、それは先ほども言いましたように同じ子供であって公平感が損なわれるというこのないように、それは努力してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（三角 良人） 3園は校区が違うという質問ははいっておりますけれど、3園が一小、二小、三小校区のいう質問が出ていましたけれど、それは……。

○議員（5番 田原 重美） いえ、それは違います。

○議長（三角 良人） 違う。

○議員（5番 田原 重美） それは原野議員。町内。済みません、言いました。

○議長（三角 良人） 言うた。言うてない。

○議員（5番 田原 重美） いえ、ごめんなさい、いいですか。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（5番 田原 重美） それは、南の幼稚園に入れたかつて、空きがなく入園する予定じゃなかった場合は、アザレア幼稚園なら幼稚園が余った分に入れてもらえんやろうかということと言ったんです。先ほど私はそういうふうに思って言いましたが答えが出ていますので。

○議長（三角 良人） はい。次、行きましょうか。田原議員。

○議員（5番 田原 重美） なるほどBOOKというものをいただきました。初めて、今議会で読ましてもらいましてから、この中に全ての子供たちが笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じるために子ども子育て支援新制度がスタートしますというのがあります。これは、平成27年4月からのスタートということでありまして、幼稚園と

保育所のいいところを一つにした認定こども園の普及とかですね、保育の場をふやし待機児童を減らし、子育てしやすい働きやすい社会にしますとかいうこのパンフレットをいただきまして、その中に何ですか、3歳児の1号認定について先ほど稲永教育課長がおっしゃったように、1号認定で教育標準時間認定というのがあって、お子様が満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合は、幼稚園か認定こども園に入れるというような、システムのパンフレットをいただきましたので、これが27年度からでも実施できれば幸いに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 法律の施行が27年4月からでございますので、現在は27年度からの幼稚園あるいは認定こども園の入園希望ですね、認定こども園については短時間ですが、もう入園の申し込みを受けております。それに関しては、新制度に沿ったところでの認定制度によって、新たな申込書を受け付けております。12月から保育所の申し込みを受け入れるんですが、それについても新制度の様式に沿ったところでの申し込みを受け付けるということになります。なので、子供さんについてはこの1号から3号の認定を申し込みの段階で認定をする、認定作業があるということです。以上でございます。

○議長（三角 良人） 田原議員。

○議員（5番 田原 重美） 須恵町のうたい文句がありますように、子育てするには須恵町で、老後を過ごすならば須恵町でありますので、今後とも子供さんにまた高齢者に対しての温かい予算をとって頂きますようよろしくお願いします。これで終わります。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。休憩に入ります。失礼しました。10時5分とします。

午前9時56分休憩

午前10時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。9番、今村桂子議員。

○議員（9番 今村 桂子） 9番議員、今村桂子です。

今年は、例年より早くインフルエンザが他県では発生しております。須恵町におきましても、発生が予想されておりますので、住民の方と触れ合う場所等もありますので、皆さんの体調を気をつけて、万全の体制で仕事に臨んでいただきたいと思います。

それでは、広報紙の全戸配布についての質問をいたします。

現在、区の未加入所帯には、ペナルティー、デメリットとして町の広報紙、議会広報ともに配布はされておられません。

お盆やお正月などは、ごみの収集日が変更になっているため、未加入世帯には、情報が届かず、トラブルのもとになって困ったことが発生しております。広報紙には、生活する上で、重要な情報が満載されております。

デメリットとして、未加入世帯に配布しないのではなく、そのような情報力を活用し、逆転の発想で全戸配布し、区への加入の必要性や区の活動状況を発信するなど、区への加入の呼びかけなどを行うことで、区加入率を上げる取り組みをして、デメリットをメリットへ変えるということを考えてはいかがでしょうか。

地方のこのような広報紙の必要性というのは、3点が考えられると思っております。

1点目は、地域の運営組織の事業についての理解と協力の促進。

これは、いわゆる区やコミュニティ全般の維持や形成を目的とした取り組みは、住民に理解され、協力されないと、円滑な活動展開はできません。広報紙はこの促進に効果を発揮すると思います。

2点目は、地域における誇りの醸造ということでございます。

これは地域の魅力を発信することにより、住民みずからが地域の魅力を認識し、堂々と自慢できるということが大切だと思います。広報紙は、住民みずからの地域の魅力の再確認の有効なツールに成り得ます。

3点目は、地域の魅力を地域外への発信手段にすることです。

これは、少子高齢化や賑わいの衰退と地域を取り巻く環境の変化は、程度の差はあるものの、地域の存在基盤を脅かす危惧として、深刻に受け止められております。各地域は、交流人口の増加を意識しながら、地域の魅力を発信する必要に迫られております。我が町の人口は、増加傾向にはありますが、広報紙は地域内だけではなく、地域外にも発信することが可能であるため、交流人口の増加にも効果を発揮することが見込まれます。

このように、広報紙は地域づくりを進める中で、重要なツールであると思います。ちなみに、糟屋郡の1市7町では、宇美、篠栗、須恵町を除いて、全戸配布が行われております。

須恵町の11月末の世帯数は、1万725世帯で、広報紙の配布部数は組合長に送っている分で、約7,100部となっております。町の3分の1の世帯には広報紙が届いていないのが実状です。

全世帯に配布していない宇美町においては、1万5,000世帯で1万2,500部を配布しており、全世帯の17%の世帯に広報紙が届いていません。篠栗町においては、1万2,671世

帯で9,646部を配布しており、全世帯の24%、約4分の1弱の世帯に広報紙が届いていない状況です。

このように全戸配布が行われていない3町の中でも、須恵町においては、いかに多くの人が須恵町の情報を得ていないかということがわかると思います。

財政面では、お金がかかるとはありますが、それ以上にメリットもあると思います。

配送に関しましては、現在印刷業者から組合長までの配送を運送業者に、各世帯の組合員までを組合長が配布しております。

そこで、高齢者などの雇用安定のため、また、いつまでも元気で健康に働いていただくため、シルバー人材センターに委託するなどの取り組みについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 答弁は、今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。

初めに、私のほうから前段の部分につきまして、お答えをさせていただきます。

行政区への未加入世帯と広報紙の配布の問題でございしますが、確かに先ほど申されましたが、現在の町全体の組合加入率、まあ行政区加入率を申しますかこれは、大体66%でございまして、区によりましては46%と5割を下回っている区もあるようでございます。各区におかれましては、この組合加入率の低下の問題に非常に苦慮されておるところでございます。

広報紙を広く配布して、全戸配布することによって、区あるいは組合への加入率を上げようというお話でございしますが、最初に申し上げておきたいのは、組合に入らなくて行政区には入っていると申しますか、アパートとかによりましては、不動産管理会社が家賃とあわせて行政区費、これをあわせて徴収しておられて、そういう世帯、ただこちらは組合には入っていないと、こういう世帯には、組合長さんあるいは家主さんのほうから、直接広報紙を配られておるというふうな状態でございます。

議員が今おっしゃいますように、広報紙を未加入者に届けることによって、全戸配布することによっての組合加入率の向上ということに資するのではということでございますが、今申し上げました組合に入らなくて行政区費を払って広報を手にすることができる方、こういう方々をつくっていかうと、こういう状況をつくっていかうと、そしてそれから組合に入っていただくとういうお話でございしますが、これは私は余り効果がないと思います。

特に組合加入率が低いのは、アパートとかに入っておられる方でございましょうし、広報が手に入ることによって組合に入ろうと考える方、あるいは組合に入っていないから、広報紙を手に入れられないから組合加入を考えようかというふうな動きが出てくることは、私は非常に考えにくいことだと思っております。

そういうことで、広報の配布と組合加入率のアップというのは、私はストレートに結びつくも

のではないと考えております。

例えば、毎年9月に敬老の日になみまして、節目ではございますが、敬老者の方に敬老祝い金を町からお配りしております。

これは組合加入・未加入にかかわらず、該当者全員に配っていただいておりますが、組合未加入の方がその敬老祝い金を受け取られるということで、それを機会に組合に入ろうかというふうなことを考えられることは皆無でございましょうし、私も聞いたことがございません。

以前にも申し上げたと思いますが、広報紙につきましては各公共施設に十分な数の配布をしております。それから、広報紙ができあがりましたら、即時に町のホームページのほうにもアップをしておりますので、そちらのほうで情報を得ることは可能でございます。

先ほどの経費の問題は、ちょっと出ましたので申し上げますが、広報をポスティングによる全戸配布をした場合、1部55円と試算しております。55円に消費税。町全体1万1,000世帯に12カ月配りますと、784万円。現在の217組合長への配送でございまして、114万円。差し引き670万円ほどの財政負担増になろうかと思っております。

ただし、これに例えば組合長手当として差し上げております手当の中に、戸数割、1軒当たり600円がございまして。これは広報を配っていただくというところでの含めての手当でございまして、この手当を下げるとかなくすとか、それは若干の差し引き経済効果は出てくるかと思っております。

逆の発想で、全戸配布をとおっしゃいますが、さきに申し上げましたとおり、区長を初め、区の役員の皆様方は、非常に組合加入に苦勞をされている中で、逆の発想ではなく、広報配布については組合加入のメリットとして捉えていただければ、全戸配布のポスティングによって、かえって組合の加入率はさらに低下するのではないかと私は思います。

また現在、組合長さんが一軒一軒配って回られまして、各世帯に声かけをされること、これによりましてひとり暮らしの高齢者世帯の方々の見守りの役目も私は果たされておると思っております。隣近所の付き合いが希薄になっている中で、このことは非常に大事なことだと思っております。

広報紙の話からちょっと外れますが、組合加入率の向上の話としまして、最近では、8月22日の大雨豪雨災害、それから長野県地震、徳島県のゲリラ豪雪、それから昨日もちょっと震度1でございましたが地震がございました。そういうことで、災害が、多発しておりまして、災害に対する住民の皆さんの関心も非常に高まっておりますのでございます。

先月11月9日の「119」の日になみまして、上須恵地区の自主防災組織におきまして、災害時の避難訓練が行われました。これには予想を上回る300人を超える区民の方々が、上須恵のクラフト館のほうに避難・参集して来られました。

私どもも、住民皆様の災害に対する非常に意識の高まりというものを、痛切に感じておるところでございます。

災害が起こった場合には、よく言われます共助の役割が、非常に大事になってくることと思います。ここに組合加入を一つのヒントと申しますか、糸口があるのではないかと思います。災害が起こった際のことを考えると、やっぱり組合に入っとったほうがいいかなろうかという気持ちも出てこないかなと。

もちろん、組合に入っていないから助けないということでは断じてないでしょうが、やはり常日ごろから顔の見える隣近所の付き合いでございます。それがなければ、いざというときに助け合い・共助ができにくいのはあり得ることだと思います。

こういったところから組合加入の必要性を感じていただければとも思っておりますので、今のところポスティングによる全戸配布は考えてございません。

私からは以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、総務課長のほうから説明したとおりで、私も同意見でございますが、いわゆる組合に入るといふ、何と言いますか、お世話をする、いわゆる、今住民の方たちは満腹状態にあるのではなかろうかと。若干空腹の状態を与えなければ、飛びつくのも飛びつかない、食べるのも食べないんじゃないかという状態にあるのではなかろうかというふうに思っており、言葉が適切であるかどうかわかりませんが、今の住民も人たち、権利の主張は全てされまされども、義務の遂行については、若干果たされてないような気運が見受けられるというふうに思っております。

昔、村八分という言葉があり、今はもう死語になっておりますが、村八分っていうのは、もう村の中で交流はしないという考えでございますが、しかしながら、火事と葬式だけはお付き合いをするよというところございますが、今火事が起こっても、地元消防団ありますけれども、消防署が来てやる、葬儀、葬儀場がやるということで、地域の方とのつながり、結びつきっていうのは、とらなくてもそれは十分生きていけるような、いわゆる満腹状態になっておるんじゃないかと。だから、若干そういうひもじい思いがどこかですることのほうが、やはりみんなの結びつき、協働生活による助け合いとか共助だとか共同だとか、そういうものが生まれてくるんじゃないかと。だから、もう全てにおいて権利の主張のように思いますけれども、東日本大震災だとかいろんな災害起こりますと、あれだけの日本のすばらしさ、日本人のすばらしさで、助け合いをしていくと。だからそういうときの本当の心、気持ちっていうのは、日本人は忘れてないという状況であります。

しかしながら、日常的に自分が人のためにしてやる、それはしたくない。しかし、人からして

もらうことは受けたいという状況です。婦人会が潰れ、青年団が潰れてったのも、その状況でございます。

ましてや、国政あるいは町の動きを一番大事な選挙、これにおいても投票率50%ということです。組合加入が66%、まだいいほうだなと、それから思えば私はつつい考えてしまうような状況であるということでございます。

私、以前職員時代に、若いお母さんが広報が来ていませんかと言われてました。「ああそうですか」ということ言った。よくよく聞きますと、「組合に入っていないから」ということで、「あっ、そうですか」と、「今、私のほうの町では組合に加入していないと組合員のお世話をさせていただく人たちによって配っていただいておりますから」って言いまして、少し憤慨をされて、「じゃ、見る機会がないじゃないか」ということで、「今役場だとか図書館だとか、そういう公共機関に行けばそれは見られますよ」と、「もらえますよ」ということを言ったわけでございまして、それから、そういう施設にその広報を置くようになったわけでございますが……。

いわゆる個人情報のいわゆる保護だとか、個人の権利だとか、過度にそのことばかりが表に出されてきて、いわゆる生まれながら日本国民としての義務だとか責任だとかいうのは、一切マスコミ等でも言わないわけで、それよりも前に個人の権利よりも前に、日本人として生まれた以上、日本人として働く、日本に対して貢献をするというのは、もう当然すぎるほどの当然であって、それから権利が発生するのではなかろうかと、私は思っておるところでございますけれども、やはり個人の保護だとか、個人情報保護、この個人情報というのが、これからの災害等においても、非常にネックになっておるという状況であるわけでございます。

あと、広報の配る分でございますけれども、いわゆるポスティングして、全戸配布しているのは、新宮町だけでございまして、志免町も一応全戸配布という建前にはなっておりますけれども、これは組合長さんをお願いしておりますので、組合長さんの範囲で配られてないという状況もあって、今トラブっておるといような状況でございます。

粕屋町においても、それから久山町においても、各戸配布されているような表向きはなっておりますけれども、実際はその組合長さんの判断で、最終的には配るというふうなことでございまして、大半の区は配布されていないというのが実態ではなかろうかというふうに思っておるところでございます。

それから、御指摘の広報紙の配布の委託でございますが、現在、契約をしておるのが、28年の4月までの契約でございまして、これについては、いわゆる地方自治法上では特命随意契約という契約が結ばれますので、今後シルバー人材センターのほうで、それをやっていただくというのは、シルバー人材センターのほうも受け入れは可能でありますし、私としても、それは逆にそこをお願いしたいというふうな気持ちでございます。

28年の4月以降ということですから、28年と来年までは契約の残りがありますから、その後はシルバー人材センターのほうで配布をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） ただいま、いろいろお話をいただきました。

まず、シルバー人材センターに配送、印刷業者から組合長さんまでの配送は28年度4月以降ということで、非常にこれは高齢者にとっていいことじゃないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいところでございます。

私の質問は、広報紙を全世帯にと。それは、ただ区の未加入所帯にとっていいんじゃないか、加入に促進にというのは、その広報紙のただ一部の要因でございまして、広報紙というのは、町の本当に生活に必要な情報、不可欠な情報が満載されたものであり、住民は知る権利というのはあると思います。

町の税金というのは、皆さんが払ってあるわけであって、区に加入するか、未加入するか、そういうことは関係なく知る権利を持っています。これは、全所帯が広報を受け取る権利はあると思います。

ただし、先ほど町長言われました、権利の主張。じゃ、義務は何なのかと。私はその義務は何なのか、そして総務課長が言われた、災害は共助だと。組合に入っとったほうがいいだろうと。じゃ、その情報は、どこに載っているんですかということをお願いなんです。義務は何なのかを教えるのが、また町報の中にそういうことを教える。また、災害の共助、組合はこういうことをやっているんですよというのを知らない、組合に入っていない方。こういうことをやっています。災害のときにはこんな助け合いが行われています。いろんな行事がやっています。皆さんの役に立つことがあります。

そういうことを教えるのはやはりこの広報紙ではなかろうかと思っております。

そして、それを未加入の方は見ない。なかなか町に対する愛着もないし、どこに住んでも一緒。そういうのじゃなくて、やはりそういう情報を与えながら、洗脳という言葉はおかしいですけど、この町を愛すること、そして区に入って義務を果たすこと、そういうことをやっぱり伝えていかなければいけない。悲しいことですけど、本当はそういうことはもう皆さんがわかっていることであるかもしれませんが、なかなかそこをわからないから、そういうものにしたらいいんじゃないかろうかと思って、一つの取り組み、加入促進の取り組みとしてはそういう役割もありますよということでございます。

地域の行事等の報告とか、行政からの連絡を伝えるだけではなくて、やっぱりこれからの広報紙を使って、地域内の問題をどう解決していくのか。住民のモチベーションをどのようなふう

上げていけば、どういう伝え方をしていけばいいのかということ、行政はどのような役割やサポートを果たせばいいんでしょうかというのを、考えないといけないと思うんです。行政が、サポートも戦略的に広報紙を位置づけることが、これから重要じゃないかなと思っております。

つまり広報紙は、地域を持続させる考えの重要な要素として不可欠なツールになるんじゃないかなろうか。これは考え方は2面あると思います。

先ほど言われたように、デメリットとして渡さないのか、それともメリットとして渡して、皆さんにそういう区に入っていたいただきたいとか、そういうものを考えさせていくのか、行政は何ができるのかっていうことを考えたときに、じゃ、何ができるんでしょうか。まず広報紙からやってみてはいかがかなと私は思っていました。

それから、先ほどポスティングの話、金額の財政面の話出ました。私はポスティングとは一切書いておりません。よその他町も調べました。ほとんどのところが、組合長さんをお願いしての配布でございました。そして、それは組合未加入の方にも配布をしていただいております。

私も考えて、ポスティングすると非常にお金がかかります。それでポスティングしないで、組合長さんをお願いをするという形で未加入のところにも配布をしていただく。そのときに、こういう広報紙の中でこういう取り組みやっていますよ、ぜひ入っていたいただきたい、そういうところから会話も生まれるんじゃないでしょうか。今、未加入のところに区が行っても、なかなか「もういいです」の一言で切られてしまいます。

そういうところに行ったときに、こういう災害のときに、こういう取り組みを今していますよと、そういうことをお話ししながら、未加入の中でそういう広報紙を配ることを一つの手助けとしていけるという一点もあるんじゃないかなろうかと思っています。

この考え方は本当に2点、両面相反するものだと思いますが、ごみの収集日の変更など、確かに防災無線ではありますが、ほとんどの方は冬は窓締め切って聞こえないというようなことで、お正月それからお盆のときなど、ごみの収集日が違って大変散らかったりとか、そういうことも起こっておりまして、本当に公共的に必要な、生活の不可欠なものというのは、情報をお伝えしたいなと思うところでございます。

それと、「ホームページに載せております」と言われました。ホームページ見られるのは、若い方多いと思いますけど、高齢者も今入っていないんです。だから、高齢者にとってはやっぱり目で見ると。今、パソコンとか携帯とかいろんなもので情報は見ますが、好きな情報しか見ません。1回見て、もう通り過ぎるというので、こないだ研究が発表されておりました。情報紙等で見ると何度も目に刷り込む。それが頭に入るそうでございます。

それと、先ほどアパートの件でちょっと言われておりました。アパートは区には入っていないけど、配られていると、情報紙。あれは、間違いでございます。私も区の関係でございますが、区

に一応数としては入れておまして、組合長さんがアパートのほうも回っておりますので、区の数に入っておりますので、これは区の活動の一助であると思います。

そして、アパートの方がほとんどと言われましたが、今、区の未加入者は戸建ての方がふえております。戸建ての方がやめていかれる方がふえております。だから何とか、行政の方がどうい
うものができるのか、組合長さんたちに。組合長さんたちは一生懸命回られていますよ。その
ときに私は、広報紙を持っていくことで、皆さんの力になる、行政はじゃ何をしてくれるんだろ
うと、多分加入されている方たちとか、区の区長さんたちは苦慮されていると思います。

その一助になればと思って質問をいたしました、町長のほうのお考えはいかがでしょう。

ポスティングの件は、私もポスティングは考えておりません。

よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 話が飛躍していておりますけれども、議員が質問要旨で書いてあるのは、
広報紙を配ることによって組合加入が促進できるということだけしか書いてないわけです。あと、
内容何にも書いてないわけです。だから、総務課長もそのように、広報紙を各戸に配ることによ
って組合加入が高まるかということに対しては、高まりませんという話をしたわけであって、そ
の後、私どもが答えたことに対する話がずっと広がってきているわけであって……。

要するに質問の出し方っていうのが、それはおかしいわけで、質問の趣旨に沿ってないような、
今一般質問の討論になっておるわけでございますので、それについては、きちんと今後出して
いただきたいというふうに思っております。

ポスティングっていうのは、あくまでも業者がやる分をポスティングという言い方をしてお
りますけれども、組合長さんあるいは区の役員の方が配られるということになっても、それは回覧
板で回すか、ポストの中に入れていくか、形態としてはポスティングの形態であって、今言われ
たようにいちいち持って行って、対面して、そして区に入っていなかったら区に入ってくださいと、
そういうふうなことが言われて、そうするとそういうふうな町、例えば、新宮はもうポスティ
ングだけやっておりますので問題はないんですが、例えば志免町当たり、久山町当たりがあっ
て、そのことによって組合加入がふえてきたとかいう状況であれば、それはそこんところのデー
タをとって頂いて、そういうふうな実績がありますので、こっちもそっちも須恵町もやってほ
しいということであれば、こちらもそういった形の答弁ができるわけでございますけれども、そ
ういったことになっておりませんので、何か質問と答えが平行線のような感じに今なってお
るところでございますけれども。

1つの方法として、広報をやり、町からお知らせをしたいと、本当にお知らせしたい人た
ちというのは、組合に加入していないかもわからない。組合に加入してあれば、広報を見
なくても、

いろいろの役員さんたちからの報告あるいは近隣の人たちからの話の中で、情報を得られるかもわからない。言われるように、本来ならば、組合非加入の方に読んでいただきたい、入って。それは、重々私どもは考えておるわけ。

学校あたりでも同じことです。保護者会があって、保護者会に出てきてほしい保護者が出てこれないということで、学校もジレンマになっていますけれども、そういう状況でございまして、本来ならば、何らかの形で、しかし、連絡員さんにそこまでお願いするっていうのは、私ども、区長さんとも十分これから協議を進めていきながら、何とか今回、いわゆる未加入の方とのコミュニケーションをとるために、1回、27年度はそういう形で全戸に配布をしてほしいということのお願いをして、区長会のほうでいいよというようなことであれば、やってみたいという考えは持っております。

と申しますのは、先ほど言いましたように、通知したい人に届いてないというのが一番の悩みでございまして、それについては、区長会とも十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（9番 今村 桂子） 私は、通告の中で、全戸配布等についてということでございますが、この内容から、もちろん区の加入のメリットになればということでございますが、2問目に答弁された内容について、その内容内容、一点一点について答えたものでございまして、通告の内容は全戸配布の内容でございまして、質問した内容もそれに関して2問目に答えられたことに対する質問でございまして、ちゃんと通告の内容になっていると思っております。

そして、多分区長さんたちとこないだコミュニティのときにお話をいたしました。こういうメリットがあるなら、やってもいいというような考えは持っているとあります。だから、本当に区の組合の未加入に対しても、広報紙は本当にその中の一助かもしれませんが、行政がやれる何かの一助じゃないかなと私は考えております。

今後、また、区長さんたちとお話し合いもしていただけるようですので、本当に真剣に行政が考えてくれているという姿勢を、やっぱりほかの区の方たち、それから区長さんたちも求めています。全戸配布について、金額も少しかかるかもしれませんが、これほどの金額はかからないと思います。

それがいい方向、2面性がありますので、配らない、配るどちらに転ぶかはわかりませんが、何か一つ手を打てることがあったらなと思い質問いたしました。

シルバー人材センターについては、契約を28年度以降するということでございますので、これからの皆さんの町行政のやっていただけることを、検討して頂けたらなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（三角 良人） 3 番、松山力弥議員。

○議員（3 番 松山 力弥） 議席番号 3 番、松山力弥です。

今回は、須恵町をもっと P R、戦略的広報活動の推進をということで、質問していきます。

今、今村桂子議員が申しました質問と重複等々ありますけども、組合未加入者の広報紙の配布については、答弁は結構でございますので、よろしくお願いいたします。

須恵町は自然に恵まれ、そこに住む人々は穏やかでとても住みやすい町だと感じております。しかし、住民以外の人にとっては、あまり印象が薄く、通り過ぎて行く町と言う人がいます。それは、本当の須恵町を知らない人が言うことだと思います。でも、これで済ましてよいものでしょうか。

私は前々から、これは人々に伝えること、そして伝わること、つまり広報力の軟弱さにあると考えます。どんなにいい議論をしようが、どんなにいい結果を出そうが、どんなに努力をしようが、それを人々に伝えなければ理解は得られません。確かに口コミという考え方もあるかもしれませんが、時間を要します。

そこで私は、須恵町をもっと P R、戦略的な広報の推進を行うべきではないかと考えます。

現在、町の広報の手段としては、毎月 1 回発行される広報紙とホームページ、そして防災行政無線でしょう。

広報紙については、担当職員が休暇を返上して取材し、さまざまな工夫がなされ、県内でも行政情報発信紙としては、上位に位置する出来ばえだと感じています。

しかし、この広報紙は住民の何%の人が手にとり、読んでいただけているのでしょうか。まず、地域の 3 割 4 割を占める組合未加入世帯そして若い世代の年齢層は、ほとんど見てないのではないのでしょうか。ポストに投函されていても、開きもせずそのままぼいと廃棄する人もいるでしょう。

町が発信した情報が、町の意図としたとおりに住民に認識されているかどうか、現状を調査し、住民の理解度、満足度を把握して、それに基づく結果を具体的に指摘し、読まれる広報への転換へ、戦略的かどうかの検証と修正が必要ではないかと感じています。

次に、ホームページです。

ホームページは、日々更新され、リアルタイムに情報を入手できるツールです。そのページを開いた人のみが知る情報です。須恵町のホームページを見てみると、最新の情報があり、更新の頻度が伺えます。

しかし、一部のページは全く更新されておらず、それぞれの部署の情報発信の度合いがはかり知ることができます。ちなみに、中嶋町長が力を入れられているはずの校区コミュニティのペー

ジは、ほとんど更新されていません。どうしてでしょうか。

やる気があるのかないのか、地域住民がどんなによい議論をしても、汗を流しても、よい成果を出しても、多くの人々には伝わりません。ひょっとして、町職員にも何も伝わってないのではないのでしょうか。職員のコミュニティへの認識度、コミュニティ行事の参加人数が、私は物語っていると思います。

最近の新聞記事によると、若者のパソコン離れが顕著になっているそうです。仕事以外では、パソコンの前に座るのは週末ぐらいで、それはなぜかという、多機能携帯端末の普及により大抵のことはこれで済ませるそうです。となると、ホームページの閲覧者も、時代をともに変化が生じていくと予想されます。今からはスマートフォンのアプリ等を利用し、情報発信もいいのではないのでしょうか。

また、防災行政無線も重要な広報のツールの一つです。防災行政無線は、災害発生時または災害が発生する恐れがあるときなどに、必要な緊急の情報を、速く広く住民の皆様へ迅速に確実に伝えるものです。しかし、もっと有効的に活用すべきだと考えます。

10月に、台風が接近する中開催された第一小学校校区のすこやか秋まつり、前日の夜と当日の早朝、運営側のコミュニティ役員はかなりの時間をかけ、開催の有無を議論しました。賛否両論ありましたが、長年の経験に基づき開催することを決定しました。当然、バザー出店を初めとする関係者への開催有無の連絡体制も整えていましたので、開催決定は早朝でありましたが、短時間で伝えることができました。

しかし、当日は強風のため、開催を知らせる花火も打ち上げられず、校区内外からの来場される一般のお客様への連絡方法がありませんでした。事前に担当部長には、どちらになろうと防災行政無線での放送をお願いしており、了解をいただいたのにも関わらず、当日になり、やはりできないとの回答でした。町の対応のまずさが地域住民に露呈されました。設備はあれども、操作できる人間が一部でしかないこと、総務課への依頼してないことがその理由のことでした。事前をお願いしていたにもかかわらず、残念でした。

防災行政無線の使用については、災害時のみの緊急情報発信ツールであるとの意見も当然でしょうが、本来はそうでしょう。ただ、現状の使用状況はそれだけではないようですので、無線の操作体制を含め、御検討いただきたいと思います。

ここで、さきに述べましたことや通告をしていたことを踏まえまして、今後の町の広報のあり方についてお考えをお聞きします。

先ほども言いましたように、今村議員の通告と同じところありますので、その分に対しての答弁は結構でございます。ホームページ等の広報活動についてと防災無線の活用についての御答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 広報のことはよろしいとのこと。

ちょっと、最初にちょっと広報の話。広報、ホームページ、防災無線、この3つ。

○議員（3番 松山 力弥） 質問……。

○議長（三角 良人） いいよ。

○議員（3番 松山 力弥） いいですか。

質問事項に書きましたように、組合未加入者の広報紙の配布は結構でございます。私が言っているのは、ホームページ等の更新とか今後の広報活動についての質問でございます。

それと、防災無線の災害とかいろいろ使われていますけれども、総務課じゃなくて、総務課に通告しないと使えないということでございましたので、そこら辺を誰でも使える操作方法はできないのかということでございます。

○総務課長（今泉 俊裕） 最初にちょっと済みません。

○議長（三角 良人） はい。

○総務課長（今泉 俊裕） 広報の話、中身の話ちょっとさせてください。

○議長（三角 良人） はい。

○総務課長（今泉 俊裕） 最近、特に各公共団体、あるいは各種団体から須恵町の広報にこういう記事を書いてくれ、こういう宣伝をしてくれというふうな広報の掲載依頼が、毎日のようにおびただしい数の広報依頼が来ております。その中で職員は、取捨選択をして「情報いろいろ」というページに載せております。

担当職員は取材活動、先ほど申しました土日返上して、取材活動、原稿執筆、編集に追われて、非常にタイトなスケジュールの中で、町民の皆様に町の情報を伝え、喜んで読んでいただけるような努力をいたしております。

広報記事での記事編集の内容でございますけれども、ちょっと自慢させていただければ、糟屋地区におきましては、年4回糟屋地区の広報担当者会を開いておりまして、そこで情報交換、企画立案それから研鑽を詰んでおるわけでございますが、その成果の一つとしまして、26年度から糟屋地区の合同企画ということで、今年の1月号から各1つの町の記事を全1市7町の広報に載せるということで、ことしの3月議会でございますが、一般質問の藤石議員の発言の中に、広報の2月号の広報に須恵町の皿山公園つつじまつりの記事が載って、これが1市7町全部に届いておることが非常に画期的なことであるとお褒めの言葉をいただいたところでございます。

来年3月号からは、この第2弾としまして、「昔々あるところに」という題で、文化財の関係をこれも合同企画として扱ってまいる予定でございます。

広報はその辺にしておきまして、次に、町のホームページにつきましてですが、これは宇美・

志免・須恵3町の共同調達で提携業者を1つにしまして、その分安価な割には非常にすっきりした見やすいホームページになっていると思ひまして、今のところ見づらいかといった苦情はいただいておりますし、先ほど松山議員が言われていましたようにいいものであるということで、ありがとうございます。

で、おっしゃいました中に、コミュニティのところにいきますと、もう2年か3年前のものになっておるということで、確かにコミュニティにつきましては紙ベースでコミュニティ通信という新聞を定期的に出されて、各区に回覧をさせていただいておりますが、今後、地域イントラで、今、各公共施設を結んでおりますので、来年度地域イントラのネットワークの見直しを行いまして、各コミュニティの事務局に地域イントラから引っ張って、そこからコミュニティ事務局から直接インターネットを通して、ホームページの記事の内容をどんどん更新して行って、いただきたいということでの将来的なそういうふうな設備をやる方向では考えております。

それから、防災無線の件でございますが、「防災行政無線」これはその名のとおり防災あるいは災害時の緊急放送用としての役割を果たすものでございまして、御承知のことと思いますが、役場庁舎の親局から各区の子局へ公共の電波を飛ばして、そして放送をしておるものでございますので、当然電波法の規制を受けますし、災害時、緊急時の連絡用として電波管理局から免許を受けておるものでございます。そういうことで、文章の初めに「こちら防災須恵町役場です。」という、断って放送をしておるのはそういう関係がございまして。もちろん屋外に向けての放送でございまして、これを長々とあまり長くしゃべることにはいきませんので、極力短い簡潔な文章にならざるを得ません。その中で、住民の皆さんに対して防災無線を使つての戦略的情報発信には、ちょっとおのずと限界があるものと言わざるを得ません。

それから祭りの中止・開催の件の放送でございますが、今後、今申しましたとおり、本来なら同報無線ちゅうはあまり災害に関係ないことはあまり言わないというのが本当のところでございますが、今後コミュニティの3つのコミュニティで足並みを揃えられて、こちらは放送する、このコミュニティは放送しないとかいうことが、小学校の運動会の中止の場合は当然放送しておりますが、夏祭り、校区コミュニティ祭りの開催についての放送については足並みを揃えられて、できれば全コミュニティの祭りの開催については開催に係る放送はやってもいいんじゃないかとは思っております。

で、中止するか迷われたときの開催の放送ができなかったということでございますが、それは済みません。申し訳ございませんでした。そういうことで、以上でございます。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） 総務課長、ちょっと趣旨が違ふことなんですけど、私が言っているのは、広報紙については県内でも立派な広報で、職員が休みを返上して取材しているのはそ

の意図が伝わっていないということ言っただけでして、それは広報の手段の1つとして、それ、私は須恵町の広報は立派なものをやっているとは私は自負できます。

ところが、今の行政無線については、災害行政無線については、議会も何日かあるとか、つつじ祭りがあってますとか、トラック市があってますとか、いろいろ使われていますよね、これに使われるということは災害だけでもなくても、そういうことに使われませんか、今使っているでしょ、だから災害だけじゃないんじゃないでしょうかって言ったんです。

そして、こういうことに緊急を要するじゃなくて、朝一番でございましたので手段がなかったから、前に了解を得たにもかかわらず、「総務課だけしか使えないから総務課に出てきてもらわなきゃいけないから、今から無理です」とこう言われたんですから、電話一本です、緊急を要するんだから、住民がコミュニティの年に1回の祭りをやってんだから、そこら辺もちょっと出てもらって、ごめんということをしてできないかということをおは言ったわけでございます。それができなかったのは、私は前の日から役員会を開いて、朝一番6時前から会議を開いて、30分ほど協議をした結果、担当課の係の人おりましたけれど、前の日にはそのために打ち合わせに行きますということでございました。しかしながら、当日になると無線は使えまないと、総務課に出てきてもらわなきゃいけませんからできませんちゅうことだったから、そういうように他の部署でも使えるようにできないかということをおは言ったわけでございます。

そのコミュニティのホームページでございますけども、その広報紙をやっているというんやったら、ホームページを使わなかったら初めから出さないほうがいいと思っております。ホームページに。これは、すこやかが22年8月、いきいきが21年1月、ふれあいが2010年9月10日、それ以降全然されてない。もう、須恵町は私なぜこれ言うかと、コミュニティ、校区コミュニティは須恵町の今戦略のPRの1つと私言いたいんですけども、PRの1つなんです、須恵町のいいところ。何がありますか、やっぱコミュニティです。今のところ、町外からも他県からもコミュニティの研修には多分たくさんの方がおられると思います。須恵町にPRするものは何があるかと、私はコミュニティ、養生みそじゃあ、ちょっと物足りんかと思いますのでそこら辺を考えますと、何かいいところをつくってPRしてもらいたい。「須恵町はどこにあると」、「空港の裏」、「あのボタ山見えるわ」、「あの裏の山の裾たい」って私よく言うんですけども、「ああそうね」それで終わっちゃいかんかと私は思えて、これを質問させていただきました。

それと、そのPRのことでございますけども、ことしの3月の一般質問の中で藤石さんがキャラクターのこと言いましたけど、もうキャラクターいっぱいあるのでもう今は遅いと、須恵町ではPRするものがないから今さらつくってもということが、確か3月の藤石さんの一般質問出たと思います。私もそこを考えますと、キャラクターではなくてイラスト的な第2次元のそういうのも造ってもいいんじゃないかなと思うところでありますけども、それは今後の期待となりますけ

れども、キャラクターですね、２次元的なキャラクターをつくるとやっぱり費用対効果ぐらい、幾らかあるんじゃないかと思っております。

広報活動はいろいろアイデアありますでしょうが、やっぱり須恵町をこれだけ人口も増えている、女性の長寿国とも町長がいつも言うぐらいですから、そこら辺もPRして須恵町の今後のことを考えますと、よそに置いて行かれんためにも戦略的なPRを考えていただきたいと思いますと思いますが、簡単でございますけども、町長何か一言ありましたらよろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） あ、同報無線でございますけれども、同報無線については議会の開催とか言っているのは、これはテストの、いわゆる緊急に災害があつて来たときに鳴らなかったという状況をなくすために、たまにはそういう状況でテスト放送という形の分を含んで議会だとか、そういったことをやっておるわけですが、今あのコミュニティの分については総務課長、「ごめんなさい」とは言いよりましたので許してやっとなってください。そういうことでございます。

きょうは、議員さんの奥さんが２人も見えてありますが、なかなか気合いが入っているなと思つとうとですけども、何とか町のPRで町おこしといいますか、それらをこうやっていかにやいかんと思うんですが、今までやって全部失敗したら行政がやって失敗したからとか全部なんです。ある町、宮崎県にしても佐賀県にしても非常にユニークな首長さんがおられまして、全国的にはものすごく賑わわした状況であるわけですが、地元の人に聞きますとさっぱりなんです。だから、そういう状況にならないようにやっぱり地元が一番大切でございますし、地元のその気持ちを行政の我々がPRするんじゃなくて、その一人一人、町民一人一人が町を愛する、この町はいいよというような声が聞けるような町につくっていききたいというふうに思っております。だから、何がどうだとかこれがこうだとかではなくて、やはりPRするそのものを何とか我々が考えにやいかんんじゃないかなということを考えております。なかなか、うまいいい発想が生まれなくて自分としても情けないなとは思つてはおりますけども、それを他町の人たちにも言えるような言葉であつたり、あるいは町民の方々の思いであつたりというのが、他町に発信できるような町にしていきたいと。

で、天神のほうで福岡60の市町村で市町村フェアというのがあっております。それぞれの産物だとか、あれだとか持ってきてブースに置いてPRしたり、何とか太鼓などとか、そういうのをこうやってますけど、7回今あっておりますけれども、須恵町は一回もそれに出たことがないわけです。というのが、そういった産物もないし、そういう他町に秀でて特別目新しいようなこともないと、それらが残念ながら須恵町の実態であろうと、だからおっしゃることはよく気持的にわかっております。以上でございます。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（3番 松山 力弥） 答弁はもうありませんから、一応ですね、私なりにちょっと考えたんですけども、先ほどの今村議員のお話も未加入者、いろいろありましたので、今自主防災組織等、そこら辺は先ほど言いましたように未加入者を勧誘するそれがいいんじゃないかと、今もう一つは社会福祉協議会が地域福祉なんとか計画と言われてますよね、活動、そこら辺もこの前佐谷で会議があったんですけども、やっぱりどうしても地域に入っていないと独居老人等の名前もわからない、住所もわからないじゃいけませんから、そこら辺も活動の須恵町では未加入者もそういうのはもう村8分じゃないですけど、全部見るということも広報の1つ、手を差し伸べると、組合に入ってなくても、入っている皆さんでやろうやと、逆の発想で入ってないからどうのこのじゃなくて、そこら辺も方法の一つとして須恵町はこういうふうにやっとなるよということも広報に載せるとすると須恵町の良さがわかるんじゃないかと思っております。

それと、アイデアでございますが、そういうこと踏まえて町の職員が積極的に地域に出て、出前講座も、そこら辺も須恵町の活性化に入るんじゃないかなと思っております。各課により、またいろんな課との課長たちの打ち合わせのもとに、ここではこういうことを、まあ、言いたいことは町で講座をできる人を要請して、各地域を回るとかそんなこともいいんじゃないかなと思っております。

最後でございますけども、次の時代を担う子供たちの広報ですけども、故郷を愛し、この地を守っていくためにも、また発展させていくことは、その時代以外の人々が尽力していくことは当然ですが、次世代へ伝えていくことも重要な私は役割じゃないかと思っております。希薄化している地域関係、地域づくり、再構築していくためにも、幼いうちから町に愛着を持たせ、町に関心を持たせる広報活動を行うべきではないかと思います。広報活動は町のイメージをつくり、町に活気をもたらし、経済効果も期待できますので戦略的広報の推進を皆様で考えて、我々も努力しますので、どうか須恵町の発展のために寄与するよう、よろしくお願いします。私の答弁を終わります。いや、結構です。あ、質問を終わります。

○議長（三角 良人） ここで、お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたしますが、休憩に入ります。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 番、百田輝子議員。

○議員（2 番 百田 輝子） 議席番号 2 番、百田輝子です。通告に従いまして、教育現場や議会での I C T の推進について質問いたします。

I C T、いわゆる情報通信技術につきましては、近年目覚ましい発展をされていております。

まず、須恵町の教育の現場では、電子黒板が各小学校に 1 台ずつ、中学校に 3 台ずつ入っているとのことです。全国の小中学校のうち約 6 割に当たるところは、この電子黒板が十分活用できていないとの報道がありました。須恵町ではこの活用はいかがかをお尋ねいたします。

2 点目といたしまして、教育や議会においてタブレットを導入、または検討している市町村がふえてきております。I C T の推進の中で、篠栗町では議会へのタブレットを導入されており、粕屋町におきましてはインテリジェント型総合窓口が稼働されていると伺いました。このインテリジェント型総合窓口は、御存じと思いますが、今まで住民の方がそれぞれの手続きの担当窓口へ行かなければなりませんでした。これより 1 つの窓口で全ての手続きが完了できるようになる。

このように I C T の推進が進んでいる中、須恵町におきましては学校や議会にタブレットを取り入れる予定はありますでしょうか。また、それに伴いまして、公共の場に公衆無線 L A N を設置してはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 私のほうからは、学校教育について、百田議員の御質問にお答えいたします。

I C T、いわゆる情報通信技術の急速な発展は、グローバル化が進む経済社会の変革をもたらし続けるとともに、我々の日常生活やライフスタイルに対しても大きな影響を与えるものであり、こうした動きは今後も世界的な規模で進行していくことが予測されています。

このようなより高度な情報社会において、子供たちは社会の変化に対応できる力、情報活用能力を身に付けることが求められています。文部科学省では、平成 23 年 4 月に今後の情報化の進展に当たっての基本的な方針として、教育の情報化、ビジョンを公表し、1 つ、情報活用能力の育成、2 つ、教科書等における I C T の活用、3 つ、公務の情報化の 3 つの側面をとおして教育の質の向上を目指すことにしました。

それでは、電子黒板の活用状況について説明させていただきます。須恵町では、平成 22 年度に電子黒板が導入され、須恵町の小中学校 5 校全ての学校において活用されています。活用されているのは、小中学校ともに授業での活用がほとんどであり、授業以外での活用については、一部、小学校 6 年生の保護者との茶話会、学習参観で活用されています。

日常的に電子黒板が活用されている教科として、小学校では年35時間の計画をしている英語が最も多く、中学校では社会、理科が多く、活用する事業の内容に応じて定期的、継続的に活用しています。小中学校ともに多いのは、体育の活用頻度が高い状況です。

具体的に述べますと、小学校の英語では文部科学省が配付した外国語活動教材「Hi、friends!」を使用して、この「Hi、friends!」というのは教科書なんですけどCDが付いています。これは動画がされたり、いろんなことに活用できる、そういうCDがあわせて配付されております。それを活用したもので、スクリーンに示された問題にカラーペンで線を書き入れながら答える活動や、スクリーンに映された体の動きにともに流れてくる英語の歌と一緒に歌いながら活動を行っています。電子黒板を使って、文字や絵、写真、映像などを映し、楽しく英語を使ったコミュニケーション能力の向上に大いに役立っているところです。

中学校の社会、理科では、実物投影機、これは、こういった物を映して、画面に映す、これを実物投影機と言います、これにつないで、グラフや資料や観察するものをスクリーンに提示したり、パソコンにつないで動画やプレゼンテーションを提示したりして、主に生徒に教材等を説明する際に活用しています。

小中学校ともに活用している体育では、ダンスや剣道などの動きを動画で見せて、児童生徒が実際にそれを見て同様の動きをするというモデル提示を行っています。

次に、学校教育へのタブレットの導入の方向性について説明させていただきます。タブレットの導入について、現在のところ予定しておりません。一部小学校において、特別支援学級でタブレットを活用し、効果として視覚的な情報が加わり理解が深まったり、集中して取り組んだり、プリントでの問題にはなかなか取り組もうとしない児童もタブレットの上での問題にはゲーム感覚で取り組むことができます。しかし、タブレットを導入するためには、莫大な予算とともに、機械端末でありますので故障修理等の維持も相当な金額になるに間違いありません。

また、佐賀県武雄市で先進的に導入されていますが、教材のソフト会社と教員との教材開発や活用研修に膨大な時間が費やされ、教師の負担増となり、しいては児童生徒への影響も否めません。武雄市はご存じのとおり、日本でも先端的にタブレットを導入して、今試験的にやっている市でございます。

タブレットよりも、社会に出て直接役立つのは現在のところパソコンであります。各学校では、既にパソコン教室でのパソコン学習が進められているところです。

さらに本町でも、児童生徒の学力向上の問題は近々の問題であります。時々しか使わないであろうタブレットよりも、毎日使う教科書やノートをツールとしてさらに使いこなすことこそが、学力向上の一番の近道かと現在のところ考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうも失礼いたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 学校の件に関しましては教育長のほうから説明いたしましたが、私のほうからは、議会とそれから各施設のW i — F i の件について説明をさせていただきたいと思います。

議会でのI C Tの推進についてでございますけれども、議会中継のインターネット配信、あるいはタブレット端末を活用した議会運営があるというふうに思っておりますが、粕屋地区、須恵町はあまり先進的とは言えないんですけども、粕屋地区は先進的でございます、議員おっしゃったとおり、粕屋町とかあるいは古賀市、新宮、篠栗、そういったところがインターネット中継等もやっておられるわけで、篠栗においては26年9月議会からタブレット議会ということで端末を利用してやっておられます。そういったことから、議会の案内通知、あるいは連絡事項などの送信、議案書それから予算書等のペーパーレス化にもつながっておるところでございますが、近隣に先進町がありますので、篠栗の状況を把握した上で、来年度、議場内のいわゆる映像設備、スクリーンがもう古くなっておりますので、これを替えたり、それから、こういった音響設備を取りかえる更新の時期に来ておりますので、これと合わせてやっていきたいと思っておりますが、あくまでもこれは議員さんたちのほうと十分理解を深めなければならないというふうに思っておりますので、議員さんたちの意見を参考にしながらタブレット端末の議会導入というものを考えていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点の公衆の無線LANでございますけれども、W i — F i のスポットを公共施設への設備についてでございますが、27年度に、来年度でございますが、庁舎内の情報システムのネットワーク化の見直しにあわせて、公共施設のネットワークの見直しを検討しておるところでございます。来年度に庁舎内、それからアザレアホール、図書館、オイコスにおいてW i — F i のルーターを設置することといたしております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 百田議員。

○議員（2番 百田 輝子） 御答弁ありがとうございます。

まず、電子黒板の活用につきましては御説明がありましたように、英語の教材とか動画を見る、それから体育で、やはり動画ということでもう活用してらっしゃるとのご意見が出たので、安心いたしました。私がこちらを調べたときには、操作方法が難しいとか、どう活用していいかイメージが湧かないという意見がかなり全国の先生方で起こっておりましたので質問させていただきました。

ただ、1つこの中でお尋ねですが、先生方に対しての、これだけじゃなくて、もっと高いものを買っているわけですので、高いとか安いとかは関係ないかもしれませんけれども、電子黒板の講習会などは開かれたのか、または今後予定があるのかどうかということが、1点お尋ねしたい

と思います。

それから、学校へのタブレットの導入につきましては現在予定しておりませんということでしたけれども、従来の日本の教育のよさでもある読み書きそろばんなどを生かしつつ、新しい教育を柔軟に取り入れていく姿勢が、学校現場には今後必要だと私は考えております。須恵町の子供たちに、21世紀型スキルを、刻々と変化する社会に対応できるスキルを身に付けていくことは、今後重要な課題であると考えております。予算の問題があるということでしたけれども、総務省とか文部科学省でも、そういったICTについてはかなりの予算が今までも出てきておりましたし、今後政権がかわっても出てくると予測されておりますので、ぜひ今後前向きに検討していただきたいと。

それから、議会へのタブレットの導入については、ありがとうございます。予算のことがありましたので町長のお考えをお伺いしましたところ、前向きな御意見いただきましたので安心いたしました。

もう一点、公衆無線LANにつきましても、27年度中に公共施設の見直しを行った際にWi-Fiをとということでしたので、できましたら早めにとっておりましたので、これもとても。例えば地域活性化センターとか、ここには2階にありますLANポートがあるんですが、そこに無線ルーターを付けて飛ばすということであれば二、三万円の予算でできると思いますので、もしもテスト的にできるのであれば、こちらを27年度からの見直しの予算に入れるとかではなくて、できないものか。

この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 電子黒板につきましては、教員の中にプロに近いような人間がおりまして、こういった機械というのはやっぱり操作できる人がいるかいないかで大きな違いがあるわけですが、十分なことで、この方を中心に講習会もやっておりますし、また副町長も教育長時代にはその講習を受けたということを言っておりますので、十分な活用、それから指導、講習等を行っておるところでございます。

それから、Wi-Fiのルーター設置につきましては、単価的に非常に安い部分でありますので、できれば現況の予算の範囲内でできるのであればできるところから設置していくことも可能ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 百田議員。

○議員（2番 百田 輝子） 御答弁ありがとうございました。

全てにおいて予算は付きまとうてまいりますので、一歩も二歩も先に行く必要はないと思いますけれども、やはり今まできょうの一般質問でも、須恵町という町がやはり住みやすい町で

あるということも踏まえて、こういった先進的なものは少しずつでもいいので取り入れていただきたいかと思っております。

では、これで終わらせていただきます。

○議長（三角 良人） 1 番、田ノ上真議員。

○議員（1 番 田ノ上 真） 皆さん、おはようございます。議席番号 1 番、田ノ上でございます。今議会の一般質問も私で 7 人目でございます。早速、通告に従いまして質問をいたします。

通告に従いましてと申しましたが、若干の質問事項の訂正をお許してください。申しわけありません。私は、通告書の中で、真ん中のほうで「税法上の優遇措置に対しても『特定空き家』に指定することで除外される」という 1 節がありますが、これは私の資料の引用ミスでございまして、正しくは「空き家等対策計画に基づいて、税制上の必要な措置をとることができる」と。「税法上の優遇措置に対しても空き家等対策計画に基づいて税法上の必要な措置をとることができる」と規定されました」ということでお呼びかえをいただきたいと思います。

それでは始めさせていただきます。現在、全国で 820 万戸を超える空き家が年々増加中で問題となっています。その中には、周囲の環境を悪化させるもの、防犯・防災上危険なものも多数あり、解決に向けて条例等を制定している自治体は 355 に上っています。我が須恵町も条例を制定しており、町民の住環境を守るため、またその向上に努めていることは、皆様周知のとおりでございます。しかしながら、町独自の取り組みとしては限界があるのも事実で、問題が一掃されるには至っておりません。

去る 11 月 19 日、秋の臨時国会におきまして「空き家対策の推進に関する特別措置法」が成立しました。成立はしたものの、施行は公布の日から起算して 3 カ月以内となっており、さまざまな準備が必要のようでございます。この法については、市町村の権限強化が柱とされています。

要点として、1、空き家の定義、この中で「特定空き家」という概念が導入されています。それは、そのまま放置すれば著しく保安上危険、または衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全のために放置することが不適切な状態にある空き家というものでございます。

2、所有者の責務、3、国が基本方針を定め、市町村は対策計画を定めるということ、4、空き家の所有者における固定資産税の課税情報を利用できるようになったこと、5、特定空き家に対し、市町村長の調査、命令、代執行の権限が明記されていること、6、国及び都道府県が対策実施の費用を補助するとともに、財政上の措置を講ずること、あわせて自治体において税制上の措置を講ずることができるようになったことなどが挙げられます。

幾つかの事項については、須恵町でも既に条例化されていますが、大変画期的だと思うものがあります。私自身、一昨年前の平成24年9月議会において、「廃屋対策は」として空き家・廃屋の問題について質問いたしました。その際、町長の答弁の中で御指摘のあった、法的制度的困難の大部分について、この法律が道筋を付けるのではないかと期待しています。

これまで問題としてきたのは、私有財産の処分は所有者の意思にゆだねられるという民法上の原則、国・県の費用負担の制度がないという財政上のもの、所有者がわからない、また調べるのが困難という個人情報保護法からくるもの、税制上の優遇措置からくるものなどです。衆議院の国土交通委員会でも、空き家除却を阻害する要因として挙げられていたのは、一つには、撤去費用が掛かる問題、もう一つは、更地にすると固定資産税が6倍の課税になるということでした。この部分にメスを入れるための法制定といえます。

また、これまでの除却という点から話を進めてまいりましたが、予算委員会や国土交通委員会などの国交大臣答弁では「空き家問題も住宅政策の一環として考えている」とありました。つまり、いかに活用していくかという視点です。このように語っています。「人口減少などの日本社会全体の構造的な問題、日本の住宅の寿命が短いとされている問題、中古住宅市場の整備の緊要性、マンションの劣化や耐震性など、さまざまな現在の社会全体の大きな結果として空き家の問題があり、住宅政策の方向性ということもあわせて考えていく」とのことでした。「社会全体としての大きな結果としての空き家の問題」とは、なるほどそうだろうなずけるものがあります。逆に言えば、空き家問題を解決する一步一步が、いつしか社会全体をよい方向に変えていくものだと言えそうです。

空き家問題に取り組む中で、須恵町ならではの住宅政策を構築できれば、誇り高い先進事例になると思います。今は先進事例とまでは言えませんが、実際に須恵町でも住宅を改修したデイスサービスなどの事業が行われています。民家を改装した喫茶店なども人気が高いようです。このような事例に学んでいくことも大事なことだと思うものです。

須恵町は人口増で、新しい住宅がふえています。空き家を除却し更地にすることで、そこに新しい住宅、住民を誘引することができると思えば、これはチャンスと捉えることもできると思います。今後、空き家の資源化と並行して、いわゆる「特定空き家」の速やかな除却を進めていただきたいと願うものでございます。

御質問いたします。今回の「空き家対策の推進に関する特別措置法」の制定と関連する法規・条例等が整備されることで、須恵町における空き家問題が解決への進展していくことが期待されます。永年の課題であった空き家問題解決についての見通しを伺います。町長の御答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 2回目の質問ということになるわけですが、言いましたように、法の制限とか予算の問題とかいろいろ障害があってできにくいということでございますが、今回の法の制定についてはその第一歩であろうというふうに思っておりますが、法が成立してすぐ解散ということでございまして、具体的な細かい方針がわからないというところでございますが、先ほど言われました、いわゆる行政代執行、これも可能になるということでございましたけれども、これにつきましても非常にハードルが高いわけですね。協議会とつくって弁護士さんを入れておかなければならないとか、もろもろの問題としてハードルが高いようでございます。

しかしながら、これを第一歩としてやっていきたいというふうに思っておりますが、現状においては、本町は特に産炭地、炭住の跡地といいますか、それが一番の問題になっておるようでございます。それとあとは、限界集落等で、田舎のほうは都会のほうに出ていって、もう誰も住む人がいなくて空き家状態になるというような状況ですけれども、本年の6月に区長会を中心にこの管理不良状態の調査を行っていただきまして、65件の報告が上がっておるわけですが、それを4段階に分けてまして調査いたしましたところ、倒壊の恐れがあるというのが65軒のうち34軒あったわけですが、23軒については所有者がわかりましたので指導通知を送らせていただいておりますが、その所有者がわからないというのは、免税点以下いわゆる面積が小さくて課税をしていないというものもあるわけですが、それはもうもともと税金を払っておられませんので、その人たちの行く先といいますか、そういうのがわからないという状況にあるわけですが、11月の1日現在では4軒それが解体されたというところでございますが、いずれにいたしましても、条例の範囲内、地元区と情報を共有しながら、必要な対策を行っていく以外ないのかなというふうに今思っておるところでございます。

ただ、炭住にしても1戸当たりの面積が非常に小さいと。そこを例えば1戸だけ壊しても、それを次の方に売るといいますか、そこに建てていただくというそういうものにもならないと。道路が共有地であって車も駐車できないという状況で、いい例が須恵区の家が1軒解体になったわけですが、それを4戸に分譲して売ってあるわけです。そうしますと1戸当たり50坪ぐらい。これ、粕屋町で当時50坪ぐらいでずうっと分譲した宅地があって、これが解体の時期っていうか修理の時期に来ているんですが、これはもう修理はできない、解体はできないというわけで、50坪の分譲というのは我々のところにおいては、非常に困難があると。

都会は車要らないんですけれども、我々のところでは車は必ず要る車社会の段階であるわけですが、今後、ミニ開発といいますか、50坪開発の住宅がどんどんふえてきておりますが、買いやすい、建てやすいという状況はあろうかと思いますが、将来的に、これが老朽化していったり核家族化が進んで、例えば子供さんが成長していきますと同居はできないということでどこかに移り住むと。そうすると、今度は、ここも帰ってくる状態のときは、その家は廃屋に近

いような状況になっているということで建てかえられる。建てかえるための全体の面積が足りないというような状況でございまして、今、須恵町がそういったところで50坪分譲が非常にふえてきておるということで、将来的にまたそういう問題が発生してくるのかなというふうに思っておるところでございますが。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、改善していくための第一歩であるということで期待をしておるところでございますが、しかしながら、まだ詳細な内容について知識がございませんので、早くその情報を取り入れながら、こちらもそういったものの解決に向けて努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（1番 田ノ上 真） 現状を見据えたバランスの取れた答弁をいただけたと思っております。必要な対策を打っていくということで、力強いものを感じております。進んでいけば進んでいくほど、新たな課題が出てくるというのが現場でございまして、予期せぬ困難があるのもそうかと思います。

しかしながら、増加傾向にあるこの空き家、速やかに対策を打っていくことで、今後、加速度に悪化していくということが考えられる問題を防止できるのではないかと思っております。町民熱願している空き家の対策がよりよく進展していくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（三角 良人） 13番、藤石豊議員。

○議員（13番 藤石 豊） 13番議員、藤石豊でございます。

先ほどからこの一般質問を聞いていまして、今までちょっと違うなというのを感じたんです。一つは、私も知らなかったんですけど、議員の奥さんが2人も来ていたって。すごいですよね、今までないですよ、こんなこと。わあ、今度これからぜひ皆さんも呼んでいただいたらいいんじゃないかなと。私、これ正直に思いました。それと傍聴者が多いというのがいいですね。大分、今、少なくなりましたけど。やっぱり傍聴者が来ると質問者が励みになりますし、我々の力になると思います。

で、先ほどから感じていたんですけど、みんな質問がすごくなりましたよね。感じませんか、執行部の皆さん。みんな、きちっと的確についているところ、きょうはしっかりと感じさせてもらいましたので、それに負けないように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は「循環型社会の構築は」という題目で、ちょっと大きいんですけど、町長に質問をした

いと思います。質問に入る前に、今回の質問に関連がありますので、時間内に終わりますのでちょっと前置きを話したいなと思っております。

我が国日本では、昭和20年、あの大战の敗戦からおおよそ戦後70年がたちました。もはや戦後ではないという言葉が生まれるほど、年月が過ぎてまいりました。僕らは知らないんですけど、テレビの世界や本の世界しか知らないんですけど、あの焼け野原となり焦土と化した日本のそれぞれの町、都市から、しかしながら、そこに持つ日本人の独特の国民性、勤勉さや情熱、住民相互の協調性、先ほどから答弁の中にも出てました「共助」という言葉が生まれるほど、すばらしい復興をなし遂げてまいりました。

その間、昭和30年、それから40年、そして50年にかけて、高度経済の急成長により大量生産、大量消費、大量廃棄という道をたどってまいりました我が国であります。そのツケが今日、自然環境の保全、循環型社会への移行と考え方が繋がってきたのではかなと思っております。

質問に関連付けないけれども、前置き等、少し関連しながらお話をさせていただいていきます。

ちょうど私が議会に出させてもらったころだと思います。20年、15年、20年、いや、それちょっと以前から、それぞれの各自治体は、自治体の経営者、あるいは首長といいたいでしょうか、首長、町長といいたいでしょうか、の考え方、すばらしい自治体はどんな自治体かと言われてたのは、水、ごみ、し尿、この3つをきちっとやっとならば、立派な町長であると、立派な町であるというようなことを言われていました。もう御存じのとおりです。

しかし、今は今日も先ほどからいっぱい質問たくさん出てますように、福祉の問題、子育ての問題、あるいは教育、多様化したいろんなニーズに応じて、自治体経営は、ある意味ではオールマイティでなければならぬと求められているところがあります。そのオールマイティの中の一つに、循環型社会の構築があるのではないかなと思っております。

そこで、本題に入っていきたいと思います。表題が非常に大きいもので、幾つかの分類に分けて質問要旨を事前提出させていただいております。その中で、全体的に見回しますと、通告の文章の中の最後に「自然環境の保全と資源の循環が生かされる須恵町独自のモデルを具体的に実践できないか」というのを質問させていただいています。その中の大きな分類として、事前に要旨を通告しているところでございます。

全てにおいて、トータル的にお答えいただいて結構ですが、個々的に言いますと、まず、ごみの分別化の現状。「分ければ資源、まぜればごみ」というように昔から言われておりました。須恵町では、燃えるごみ、燃えないごみ、空き缶、空き瓶、ペットボトル、そして粗大ごみ。分類は、一応そこそこやっておられると思います。この辺の分類を今後どのようにしていくかというお考えを、まず聞きたいなと思っていきます。

そして最近、ごみを出されている人のマナーの悪さもちょっと目立っていると思います。その辺の徹底も含めながら、ごみの分別化の現状について、まずお答えをいただきたいなと思っています。

そして2番目、堆肥センターの今後。堆肥センターのことは、私がきょう求めています循環型社会の構築の最たるものではないかなと思っています。いわゆる須恵町としてしっかり取り組んでおられる循環型社会の一環ではないかなと思っています。その中で、堆肥センターの老朽化、それから費用対効果、議員はその辺を非常に危惧しております。このままでいいのか。堆肥センターの今後について、お答えを願いたいと思います。

それからもう1点、森林、林業の活用方法。須恵町は、篠栗町もそうですが、第二小学校の増築工事において、木のぬくもり、木造建築をしっかりとやっていただきました。このことは、将来の子供たちに、木の大切さ、ぬくもりを再認識していくのではないかなと思っています。今後の活用方法について、お答えを願いたいなと思っています。

もう一点、地産地消、いわゆる須恵町でつくったものを須恵町で食べる、ということもさることながら、先ほども質問が出てました。須恵町には特産物がない。やっぱり特産物をつくろうではありませんか、何か一つでも。それにはどうしたらいいか。行政ばかり考えてはだめ。議会が強調し合ってもだめ。やっぱり地域の皆さんと住民としっかりコンタクトを取りながら協働していく、先ほどから何度も出ています、そういうのが一番大切ではないかなと思っています。

そうすることによって、我々が求めている須恵町の産業振興をはかるに、最もふさわしい具体策の個別の質問ではなかったのかなというように思っております。

以上が私の質問ですが、せっかく文章として出しておりますので、ちょっと読み上げたいと思います。10月末に常任委員会で沖縄の宮古島市に視察に行かせていただきました。それ以後に、兵庫県の宝塚市、あるいは加古郡の衛生施設組合というところにも視察に行かせていただきました。どちらも目指しているのは循環型社会を目指しています。どこの自治体も、これは今の一番の取り組みの大きな一つではないかなと思っています。

そこで、宮古島市の視察について幾つか書いております。

まず一つは、地下水を利用した農業振興、山がないので地下水をうまく利用して農業の振興、そしてさとうきびによる自給自足のエネルギー供給と風力発電、太陽光発電事業、そして身近なところでは我々がいつも感じております電気自動車、そして先ほどから言っていますごみ、家畜の排せつ物による堆肥の事業。いわゆる「環境モデル都市宮古島」のエコアイランドの推進を、離島であるからこそできる取り組みかもしれませんが、須恵町にも何かできないやろうかということで、大きな観点からするとここからこの質問の趣旨が始まったわけであります。

しかしながら、これらのことを実践していかないと、宮古島市では島の存続ができないわけな

んです。いわゆる実施に当たっては費用もかかります、お金もかかります、予算もかかります。いわゆる離島振興費、補助金がないとできません。須恵町でそれをそっくりそのまま出来るかという、非常に難しい中にあると思います。しかしながら、何か起こさないと前に進まないということで、そういうふうな話を含めながら町長に答弁を求めたいと思います。

最後に、全ての関わりの中でこういう循環型社会を構築する中で、行政主導と民間主導ともに携わらないといけないところ、ここら辺が一番大事なところであって、特に、宮古島では民間がイニシアティブをとってやっているというところは、すごくいい研修会ではなかったかなというのを感じております。これを踏まえながら町長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 具体的に三、四点上がっておるわけですが、循環型社会というのは国が挙げてやっておるわけございまして、その最たるものが、今うちの清掃施設組合クリーンパークであろうということでございます。RDF燃料をつくって、そして大牟田発電に持って行って燃料の助燃剤として使うということでございますが、それもつくる当初は、国はこれでダイオキシンの問題は解決し、非常に経済的にもいいというふうなうたい文句でやられたわけでございますけれども、今となってみると全て騙されたという状況でございまして、リサイクルあるいは循環型でなければ、それは経済効果を考えるとすれば難しいところであるんですけれども、それは今の清掃センターでも、ストーカー方式だとか、そういう燃やすという方式でいけば安価で出来るんですけれども、年間5億2,000万円うちだけで出しておりますので、それ以上出しているのは篠栗、粕屋が出していますし、RDFだけに関しますと志免が3億ぐらゐと、宇美が排出量が少なくて若干一番安い2億何ぼぐらゐ、合わせますと30億近いような形でごみとして燃やしておるわけございまして、それを先ほど議員言われたように、行政がやるんじゃないで、個人個人がそういう循環型社会を何とかしてやろうとすれば、例えばごみも水分率を落としてやるとか、あるいは生ごみは堆肥化して自分でしていくとかいうことであれば、もう少し費用も浮いてくるのではなかろうかと思うわけですが、やはり人間は便利さが先にくれば便利な方向に行ってしまうという状況になろうかというふうに思っております。

まずそのRDFでございますが、ごみの分別化というような、本町では4分別やっておるわけですが、燃えるごみ、燃えないごみ、それからペットボトル、空き缶、これは4種類で分けております。これ4種類だけで分別する方法がどうかという、この4種類に分別するというで清掃センターをつくっておりますので、清掃センターがある以上、この4分類でいくしかないわけございまして、それを細分類したって意味がないところであるわけでございます。

だから、今度あれが35年ですか、一応、別のところにやるという契約になっておりますので、篠栗町の地元との協議をしなければならないわけですが、そうしますと次は燃やすという

ことになりますと、今度また分類方法が変わってくるということでございまして、現在のところクリーンパークのリサイクル事業ですという形で、分別の方法が今4分類になっておるというところでございます。

それから次に堆肥センターでございしますが、当初は牛ふん堆肥、酪農家の5件ぐらいありましたけれども、牛糞堆肥、そこに鋸くずを買ってブレンドしてそれで熟成して堆肥化して売っておったということでございますが、なかなかうまくいかないで、今も堆肥、いわゆる酪農家が3件になったんですかね、ぐらいでなくなってしまったんですけれども、今、いわゆる樹木の、家庭の樹木だとか、街路地の樹木だとか、そういったものを切ったものをボタ山の集積場に持って行って、それをいわゆる機械で碎いて、チップに出して、それと牛ふんを混ぜて、新しい「すえっ肥」という名称の堆肥をつくっておるわけでございますけれども、非常な売れ行きでございまして、びっくりするような売れ行きにはなっておるんですけれども、でも赤字でございます。量としましては、堆肥センターの量は袋で1万約500体ぐらい出しております。ばらで、2,750台、軽トラック単位としてやっとなるわけですが、平成22年にまだそのいわゆるのこくず堆肥の時代から見ますと5倍くらいの売れ行きで、先日も粕屋農協の農業祭りで持って行っておりますが、もう1台分さっさと売れてしまうぐらいの人气があっておるわけでございます。

それから、地産地消の件を言われましたけれども、それを利用した有機農業のことによって生産者も出来ましたし、家庭野菜の有機農業というようなことで、これはトラック市とかで売ったり、そこでスイッチという有機農業販売所があるわけですが、そういったところで売られておるということで、若干、今地産地消にも芽生えてきて、乙植木のほうにも今新しく有機農業家が生まれまして、今徐々に拡大をしていって地産地消の方向性が生まれてきておるということで、これは行政がやっぱり二十数年前、三十何年になりますけれども、有機農研究会ということをつくってやっておったわけですが、行政がやったんではなかなか継続しないし、発展もしない、そこで民間の方が入ってこられると、これはやっぱりすごい力で広まっていくんだなということでございます。

から、森林林業のあり方でございまして、これ木工品等のあるいは間伐材の利用ということでございますが、これはやはりなかなか民活では難しい問題がありまして、町の森林の作業員、管理人さんのほうで間伐材とかそういったので、ベンチ椅子をつくるとか、いろいろなことを工夫していただいて製造販売をしていただいておりますが、それは採算に合うかというのと、それも当然、採算には合わないという状況にあるところであります。

それからあと、先ほど言いましたように、要するに国あるいは県も循環型社会をつくろうということで躍起になっておりますけれども、対費用効果と申しますとそれはもう全然話が違うわけでございますので、なかなか循環型社会、理想社会でありますけれども、難しい問題があると、

宮古島の話もされましたけれども、そこは沖縄離島の振興の一括交付金というようなのがありまして、そういったものを起爆剤として活用してあるということでございますけれども、本町においても、そのクリーンパークをつくる時に何らかの補助金等あったわけでございますけれども、今は何もないという状況の中でやっておるというところでございます。

何か、まとまりにならない回答になってしまったんですけども、その程度でございましたでしょうかね、以上でございます。

○議長（三角 良人） 藤石議員。

○議員（13番 藤石 豊） まとまりのない質問をしましたので、まとまりのない回答が返ってきたように思えますけど、チャイムもなりましたことなので、この辺で終わりますけど、最後に1つだけ、実は私今日、この質問に関してリサイクル品を1つだけ持ってきているんです。実は、これなんです。何かわかりますか。ネクタイの切れ端です。使えなくなったネクタイを、例えば男の人使いよったらすぐ擦り切れたり汚れたりするので、ネクタイの一番広いところ、この部分をきちっと切って、きちっとじゃないです。適当に切ってリサイクルをしています。まさに循環型社会の最たるものではないかなと思って、私はこれから議会を中心に須恵町で発信していきたいと思いますので御協力のほどよろしくお願いします。終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

13時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は12月12日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時06分散会
